

財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

特 集

〈第一部〉 財団法人国際民商事法センター特別顧問・前会長

故 伊 藤 正 様 追悼

〈第二部〉 講演 中日知的財産法制度の比較と展望

弁護士・弁理士 魏 啓 学

第21号

2005年3月

目 次

第21号 2005年3月

＜巻頭言＞ 財団法人国際民商事法センター事務局長 金子 浩之

＜第一部＞ 故伊藤正様 (当財団特別顧問・前会長) 追悼

追悼の辞

特別顧問	三ヶ月 章		1
理事長	岡村 泰孝		3
理事	日野 正晴		5
理事	大塚 清明		7
評議員	前田 宏		9
評議員	河本 一郎		11
評議員	本江 威憲		13
前監事	中川 英彦		15

中国国务院元経済体制改革委員会副主任 洪 虎 18

インタビュー記事 伊藤正会長に聞く

(略歴書)

聞き手 国際協力部教官 山下 輝年 21

(平成15年1月発行国際協力部機関誌 ICD NEWS 第7号より転載)

＜第二部＞ 講演 中日知的財産法制度の比較と展望

弁護士・弁理士

魏 啓学 37

巻 頭 言

財団法人国際民商事法センター
事務局長 金子 浩之

機関誌第21号をお届けします。

当財団の設立発起人代表であり、初代会長として財団の基盤を礎かれ、事業の発展にご尽力いただいた伊藤正特別顧問には昨年11月18日逝去されました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

当財団設立以来、伊藤さんと共に財団事業の発展に携わってこられた方々から、伊藤さんの人柄を偲び、その功績を記録に留めたいとのお話があり、本号にて追悼の特集を組ませていただきました。(特集第一部)
追悼の辞をご寄稿いただきました皆様にこの場をおかりし、厚く御礼申し上げます。

また、平成14年の夏から秋にかけ法務総合研究所国際協力部の山下輝年教官(当時)が数回にわたり伊藤さんにインタビューを行い、法整備支援のお仕事にかかわるに至った背景について伊藤さんの学生時代からのお話を詳しくお聞きし、これを国際協力部機関誌“ICD NEWS”第7号(平成15年1月発行)に掲載されました。伊藤さんの経歴やお人柄を彷彿させる内容にまとめていただいております。法務総合研究所及び山下輝年氏(現職東京地方検察庁総務部副部長)のご了解を得まして、本特集に合わせ全文を転載させていただきました。

魏啓学先生は弁護士、弁理士として日中両国の知的財産権法について精通されており、平成16年3月に大阪で開催した国際民商事法シンポジウム<アジア諸国における知的財産権の行使(エンフォースメント)の現状と課題>に講師・パネリストとして参加いただき、更に法務総合研究所の招聘により平成16年10月~12月に約80日間日本に滞在し、日中の知的財産権法制度の比較、問題点について調査研究を行われました。

このまとめとして法務総合研究所及び当財団主催により平成16年12月8日東京、12月9日大阪にて同氏による講演会<中日知的財産法制度の比較と展望>を開催しました。

本号では、この講演のベースとして魏啓学先生が執筆された論考を掲載させていただきました。(特集第二部)

＜第一部＞

財団法人国際民商事法センター特別顧問・前会長

故伊藤正様 追悼特集

追 悼

三ヶ月 章

財団法人国際民商事法センター特別顧問

法務省法務総合研究所参与

弁護士

東京大学名誉教授

伊藤正さんとの出会いは、昭和15年、第一高等学校時代に遡ります。

私が第2学年の時、1年上に兄上の伊藤正巳さんがおられ、1年下に伊藤正さんが入学してきて、神戸一中から名門出の兄弟の在学ということで、注目の的でした。また、私はホッケー部におりましたが、体格の大きい正さんはラグビー部に大型プレーヤーとして所属し、同じグラウンドの別のコーナーを共有し、顔を合わせておりました。当時のホッケー部、ラグビー部は野球部と共に花形運動部としてライバル関係にあり、お互いに存在を意識しておりました。

東大法科へは私が昭和17年4月に、伊藤さんは同年10月(戦時中でこの年は高校3年の各年次がそれぞれ半年短縮された)に入学しましたが、昭和18年9月から学徒動員が始まり、12月には文科系全学生が兵役に招集されました。私の学年では兵役中に1年繰り上げて卒業資格が付与されるという特例があり、昭和19年付の卒業証書をもらいましたが、1年違いの伊藤さんの年次にはこの適用はありませんでした。その後伊藤さんは南方に派遣され、終戦後もマレーシアで捕虜抑留となり、復員後改めて東大に復学し、昭和24年3月に卒業されています。この財団の仕事で一緒にいるのですが、伊藤さんからは「三ヶ月さんは東大で実質1年半勉強ただけで卒業資格を得たが、私は足かけ6年半をかけて卒業しているのですよ。」とよく言われたものです。

伊藤さんにとりまして、旧制高校でのラグビーへののめり込み、大学半ばでの学徒動員、南方での戦争体験、捕虜生活等は、その厳しい環境の中で人格形成の糧となったと思われ、ほぼ同時代を生きてきた者としてお互いに共感を覚えておりました。

住友商事に入られた伊藤さんと昭和30年代中頃に一度接点がありました。伊藤さんが課長時代に、英米法の教授となっていた伊藤正巳さんのお声がかりだったと思いますが、住商の民事渉外事件について相談に乗ってほしいということで、うなぎ屋でごちそうになりお話ししました。住商の発展期を担い、貫禄も出て元気にやっているなという印象でした。その後は伊藤さんは社長、会長と偉くなられ、私は学者の道を歩み、60才で大学を定年退職し弁護士となっておりましたが、平成5年8月から約10ヶ月間、細川内閣で法務大臣を務め、その後も法務省の特別顧問の委嘱を受けておりました。

平成7年の秋頃かと思いますが、法務省の方からアジア諸国の法整備支援について法務省としても積極的に取り組みたいが、民間からも支援組織として財団が作られる予定であり、私にこの財団の設立から協力してほしいという要請があったところ、経

済界を代表し、この設立の中心となって動かれていたのが伊藤さんで、ご縁が復活しました。

平成8年3月に経済界トップ経営者を中心に27人による財団発起人会が組織され、私とその議長役を仰せつかり、伊藤さんの会長就任を初めとする主要人事と財団の基本事項が決議され、翌4月から財団法人国際民商事法センターが始動しました。伊藤会長は実業界トップ経営者の感覚と指導力のもとに、多数の企業会員を集め財団の基盤を固めると共に、アジア各国の情勢に明るく、人脈もあり、法整備支援という国際事業の運営を軌道に乗せてきました。

私も学者、法曹界の立場から見ますと、こういう活動も純学問的、純法律的なアプローチを計ることになりますが、これだけでは相手側もなかなかついて来られません。この点、民間の財団が経済協力的側面から相手国と理解と交流を深めることにより、法整備支援事業がスムーズに行われる基盤を礎いてきたものであり、この10年近い支援事業の発展の背景として伊藤さんのお人柄と指導力によるところ大きなものがありました。

中国については、伊藤さんと中国国務院国家経済体制改革委員会(現在は組織変後の国家発展・改革委員会)のトップとの人脈がベースとなり、財団設立の年から日中民商事法セミナーが開催され現在迄続いており、私も北京で開催された第2回セミナーには伊藤さんに同行し基調講演を行いました。日中双方がその時々問題となっている事項や知りたい分野についてテーマを設定し、相互に理解を深める貴重な機会となっており、伊藤さんの意思を引き継ぎ今後とも継続させて行きたい事業です。

またハノイで開催されたベトナム法整備支援記念セミナーに参加する等、海外へも何度か伊藤さんと同行しました。日本側の協力で作成されたカンボジア民法、民訴法草案の引き渡しを記念して平成14年10月にプノンペンで開催された記念セミナーには伊藤さんも日本側のミッション団長として行かれることを楽しみにしておられたのですが、その2ヶ月前くらいから体調を崩され参加できなかったことは誠に残念でした。

伊藤さんとは、一高時代のホッケー、ラグビー以来のライバル意識を持ちつつも、財団の発展のためそれぞれの経歴、経験を生かし、良き相棒としてコンビを組んできた仲ですが、財団設立10周年を目の前にして、もうひとがんばりと思っておりましたところ、伊藤さんが逝去されたことは80才をこえた私にとりまして大きなショックであります。

伊藤さんからは何かに付け「三ヶ月さんの話は長い」と言われ、私は「企業経営者の株主総会での話は短すぎて極めてわかりにくい」と言い合っておりましたが、今でも天国のどこかから伊藤さんの「長すぎる」という声が聞こえてきているようですので、思い出は尽きませんが、この辺で終わらせていただきます。

ご冥福を心からお祈り申し上げます。

伊藤正さんを偲んで

岡村 泰孝

財団法人国際民商事法センター理事長
弁護士(元検事総長)

当財団特別顧問伊藤正さんのご逝去を悼み、心からお悔やみを申し上げ、ご冥福をお祈りいたします。

伊藤正さんは、皆さまご承知のとおり、一口で申せば当財団の生みの親であり、育ての親でありました。伊藤さんには、平成8年4月の当財団設立以来初代の会長として、またその後の同15年5月以後は特別顧問として、財団の設立、運営に当たって、格別のご指導、ご尽力を頂いたところであり、伊藤さんの意気込みや情熱があつてこそ、今の財団の活動があると言っても過言ではないと思います。

私たちは、折に触れ伊藤さんの在りし日のお姿を思い出すことでしょうが、ここまで育てて頂いた財団を、今後とも伊藤さんのご遺志を体し、関係者の方々のご指導、ご支援を得て更に一層発展させ、法整備という重要な目標に向かって前進し、努力いたしますので見守って頂きたいと存じます。

法務省は、刑事司法の分野では、昭和37年以来国連アジア極東犯罪防止研究所を設立し、民間団体の協力も得て、アジア太平洋諸国の刑事実務家を中心とする国際研修を実施し、成果を上げていましたが、その後市場経済に移行する国々から、経済活動に必要な民商事法制の整備の支援、協力を求められるようになり、これに応じて民商事法の分野での法整備支援について組織的に活動し、確実な成果を上げるためには、法務省、JICA 及び民間団体がそれぞれの立場で協力して活動を進めることが望まれる情勢となりました。

このような情勢のもと、伊藤さんには、財界人として、財界関係者の協力を得て財団を設立し、民間の立場で法整備支援等の諸活動を進めることは企業の果たすべき役割の一つである国際貢献にも資し、アジアの発展にも寄与するとのお考えで、財団の設立に賛同されて早速に幅広い交友関係、交流関係をもとに数多くの有力企業等のご協力を得て、財団設立の運びとなったものであります。

私は、財団設立の目途のついた頃、理事長に就任するよう要請されましたが、折に触れご苦労話を耳にし、伊藤さんが、心底法整備支援活動の重要性を理解され、それに向かって情熱を燃やされた強いご意志に、感服しました。

このようにして、平成8年5月22日、霞ヶ関ビル濠尾ホールにおいて、財団の第一回の理事会を開き、その後長尾立子法務大臣初め多数のご来賓をお迎えして財団の設立記念式典を開催し、伊藤さんの会長としての力強いご挨拶の後乾杯して、財団の設立を祝いましたが、その時の伊藤さんの財団の設立に漕ぎ着けた充実感と新しい活動への期待感を込めた輝かしいお姿は、私にとって忘れ得ない思い出であります。以来早九年近くが経ち、財団は着実に活動を進め、研修対象国はもとより研修回数も増え、規模も大きくなりました。

伊藤さんとの折に触れてのお話の中で、学生時代には法務行政の世界に関心を寄せ、会長ご在職中には法廷の傍聴にも行かれたとのことで、現役当時は商社マンとして、また商社の経営者として、経済活動、財界活動に存分の活躍をされた後、法整備支援活動で重要な役割を果たされ、若き日の夢も実現され、充実した人生を送られたことでしょう。

終わりに、重ねて伊藤さんのご冥福をお祈りいたします。



平成8年5月22日新霞ヶ関ビル濠尾ホールで開催された
財団法人国際民商事法センター設立記念式典でのご挨拶

追 悼

日野 正晴

財団法人国際民商事法センター理事
弁護士 (元法務総合研究所長)

平成16年2月19日、中央区晴海の住友商事株式会社本社で、財団法人国際民商事法センター（ICCLC）の理事会が開かれたとき、ICCLC 特別顧問の伊藤正様のお隣に座らせて頂き、ご高説をいろいろ拝聴したのがその聲咳に接した最後になりました。最近では刑事裁判にご興味を持たれ、時折裁判の傍聴に行っておられるとのことであり、裁判員制度の導入を大変気に掛けておられるご様子でした。

初めてお目にかかったのは平成7年12月19日です。私は法務総合研究所長として、ICCLC の設立準備に奔走していました。当時、我が国にはアジアの開発途上国なかでも社会主義体制から脱皮し市場経済に移行ようとしていたアジア諸国から法制度支援の要請が相次いでおりました。我が国が明治時代に民法典編纂のためフランスからボアソナードを招いたように、日本のボアソナードを派遣してほしいという要望だったのです。これを受けるのは政府部内では法務省ですが、刑事に関しては、国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）を法務総合研究所国連研修協力部が受け皿になり既に30数年運営していたものの、民事に関する国際協力の組織はありませんでした。法務総合研究所は、念願の法務省赤レンガに入居を果たしたところでしたが、時代の要請である専門官制を取り入れ、事務局を廃止して総務企画部を設置し、研究部を浦安に移転するという激動期にありましたので、アジ研同様の民事国際協力部門を設置する余裕は全くありませんでした。また、設置するとしても既存の組織をスクラップしなければならず、そのコンセンサスは未だ醸成されていませんでした。そこで出てきたのが財団を設立し、これを受け皿にして民事の国際協力をやろうというアイデアでした。私は、その10数年前アジ研を支援する財団法人アジア刑政財団（ACPF）の設立に関与し、財団設立に関わるのはこれが2度目でした。ACPF 設立時の経験から民間のスポンサーがいないと財団設立はできず、それも個人の浄財に頼るのではなく立派な一流企業であることが望ましいと考えておりましたところ、ACPF 理事の元検事総長前田宏先生が平成5年から監査役を務めておられた住友商事株式会社につないで頂いたことからこの企画が進展しました。一昨年、住商リース株式会社副社長から京都大学法科大学院教授に転身された中川英彦さんは、当時住友商事の取締役として総務法務グループを率いておられたので、住友商事サイドでは中川さんがこのプロジェクトの中心的役割を果たされました。平成7年8月9日に中川さんに初めてお目にかかり、事務レベルでの会議が始まり、法務総合研究所長室で関係者間で頻繁に協議を重ねました。財団設立にあたっては住友商事株式会社が最大のスポンサーになって下さり、伊藤正様はその年の7月に同社の会長を退かれ相談役になられたばかりでしたが、この財団設立に共鳴され、幅広く財界企業の多くから資金や人的な協力を得るために多大のご尽力を頂き、また財団の初代会長をもお引き受け頂きました。こうして、翌平成8年5月22日、ICCLC の設立記念式典を挙行することができたのです。

財団設立後、役所側の努力により、国際協力部が法務総合研究所に設置され、財団と二人三脚で法制度支援に目に見えた成果を挙げつつありますが、来年は ICCLC

設立満十年になります。生みの親である伊藤正様には満10歳の誕生日を迎えるICCLCの姿を是非見ていただきたかったのですが、昨年11月18日に永眠されました。今となってはそれもかないません。残された私どもが、伊藤正様のご遺志を受け継ぎ、アジア諸国の法制度支援に積極的に取り組んで行くことが何よりのご供養になると思います。

心からご冥福をお祈りいたします。



1997年10月北京で開催された第2回日中民商事法セミナーに
伊藤会長が日本側ミッションの団長として参加。
国务院国家経済体制改革委員会李鉄映主任(右)を表敬訪問した際の記念写真
於 中南海貴賓室

伊藤前会長を偲んで

大塚清明

財団法人国際民商事法センター理事
法務省法務総合研究所長

財団法人国際民商事法センターの初代会長として、財団の設立と発展に多大な貢献をされた伊藤正・財団特別顧問が、去る11月18日に逝去されました。御存知のとおり、法務総合研究所は、平成8年から、国際協力機構（JICA）の技術援助の枠組みの下で、法整備支援事業を行っていますが、同じ年に、民間の立場から法整備支援事業に参画し、各国関係者との交流を通じて、国際経済取引に係わる法制度の共通の理解を深める目的で、財団が設立されました。それ以来、法総研と財団は、文字どおり車の両輪のごとく、互いに手を携えて法整備支援事業に取り組んでおります。私自身は、昨年6月末に現職に就任しましたため、残念ながら伊藤前会長に直接お会いして御薫陶を受ける機会には恵まれませんでした。しかし、御逝去の報に接したのを機に、関係者からお話をうかがい、これまでの足掛け10年にわたる法総研と財団の歩みを顧みるとともに、両者の共同事業として成し遂げた数々の成果を思うとき、この事業の草創期において伊藤前会長が果たされた役割の大きさを、改めて感じます。私どものように、政府の立場から法整備支援事業を推進する職責を有する者としては、伊藤前会長のような良き理解者・良き同志を実業界の中に見出すことができたことは、誠に幸いでありました。それだけに、伊藤前会長の御訃報に接し、我々が失ったものがいかに大きかったかを、痛感いたしております。御逝去を心からお悼み申し上げます。

法総研が法整備支援事業に着手したのは、東西冷戦が終結し、旧社会主義圏に属していたアジアの開発途上国が市場経済化に向けた取組を本格化させたころのことでした。計画経済から市場経済への転換を図るためには、民商事に関する基本法典の起草、公正で効率的な司法制度の構築、それを運用するための法律家の育成など、法的基盤の整備を早急に行う必要がありました。かかる情勢の下、かつて近代国家を建設するため、外国法を継受して独自の法制度を構築し、その運用の経験を積み重ねてきた我が国に対して支援の要請が寄せられたのは、誠に意義深いことでした。

そうした時に当たり、伊藤前会長は、経済取引活動に従事して来られた民間企業人としての視点から、我が国の法制度とその運用の経験をこうした開発途上国の関係者に伝えることの意義と重要性に、いち早く目を向けられ、財団の設立に尽力されたのです。私は、その慧眼と高い志に、改めて敬意を表したいと思います。こうして財団が創立されて以来、法総研と財団は、外国への法整備支援事業という未知の世界において、試行錯誤を重ねつつ、共に歩みを続けてまいりました。伊藤前会長がまかれた種は、初めは小さな一粒であったかもしれませんが、しかし、その種は着実に成長し、今や立派な若木に育っております。

法総研が初めて法整備支援を手がけた対象国はベトナムで、同国に対しては、民法、民事訴訟法及び破産法の法案起草支援を中心に、援助を行ってきました。その結果、民事訴訟法と破産法の法案が、昨年6月にベトナムの国会で可決され、晴れて法律として成立しました。これは、我が国の立法支援が結実した初めての具体的な成果であり、大変喜ばしいものです。残る民法についても、現在、立法化のための

最終段階にあり、起草担当者を対象とする本邦研修を実施するなどして、協力を続けています。そのほかに、法曹三者の一元的養成機関として設立された国立司法学院に対する支援と、民事第一審の判決書の標準化に向けたマニュアル作成のための支援も続けています。

こうしてベトナムから始まった法整備支援は、年を追って対象国が増え、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア及び韓国へと、拡大してきています。

カンボジアについては、我が国の支援によって完成した民法草案と民事訴訟法草案が、既にカンボジア側に引き渡され、現在、閣僚評議会において審議中であり、近い将来、国会で可決成立することが期待されています。ただ、民法草案については、土地法の関係条文との間で調整が必要となり、草案の修正作業が行われたほか、両法案の経過規定や附属法令・関連法令の検討が必要であることから、その作業が引き続き行われています。また、王立司法官職養成校における裁判官・検察官の養成事業に対する支援にも取り掛かっており、近々、新たな3年計画のプロジェクトが開始される見通しです。

ラオスでは、民法・商法の教科書作成や、民事第一審の判決書マニュアルと検察実務マニュアルの作成支援を、ウズベキスタンでは、最高経済裁判所をカウンターパートとして、倒産法の注釈書の作成支援を、それぞれ行い、インドネシアにおいては、同国の司法改革に資するため、同国と我が国の司法制度の比較研究セミナーを開催するなど、相手国の実情に合う形で援助を提供するよう、心を砕いています。

これらの国別支援活動、取り分け法案起草支援に際して、財団には、日本側起草作業部会の事務局として、部会の運営や作業の促進に大きな貢献をしていただいております。

さらに、韓国に関しては、日韓両国の法務局の職員（日本は法務省、韓国は大法院に所属。）を中心とする研修員の相互交流と共同研究を通じて、両国の登記制度や戸籍・供託制度について相互に学びあうことを目的とする日韓パートナーシップ研修を実施していますが、この研修は、JICAの枠組みの下ではなく、法総研と財団の共同事業として独自に運営しているものであり、登記実務に従事する関係者に国際比較研究を行う貴重な機会を提供する制度として、大きな意義を有しております。

こうした国別支援活動とは別に、多数国研修である国際民商事法研修も実施しており、本年は、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーから招いた研修員10名と我が国の研修員5名とが、海外直接投資に関する諸問題を議論しています。この国際民商事法研修は、法総研と財団の共同事業として行っているアジア・太平洋比較法制研究とリンクさせているものですが、この比較法制研究では、これまでに、倒産法制、ADR及び知的財産権法制を扱っており、現在は、国際会社法の問題を取り上げて研究しています。

以上のほか、伊藤前会長を始め、財団の皆様が深い関心をもって取り組んでこられている活動として、日中民商事法セミナーがあります。これは、平成8年から毎年行っているもので、毎年1回、日中両国が回り持ちで開催国となり、「経済体制改革のマクロ的側面、民事立法の動向、国営企業改革と会社法」など、中国の市場主義経済の強化に資するテーマを選んで、日中両国の講師による公開講演会の形で開催しています。

このように、法整備支援は多方面にわたる事業へと立派に成長しました。その草創期に現在の発展の礎を築かれた伊藤前会長の御功績は、誠に大きなものであったと存じます。ここに改めて深甚なる謝意を申し述べ、お悔やみの言葉といたします。

伊藤正前会長の御遺徳を偲んで

前田 宏

財団法人国際民商事法センター評議員
弁護士(元検事総長)

私が財団法人国際民商事法センターの設立及び運営に多大の尽力をされた故伊藤正前会長の知遇を得たのは、私が検事総長を退官してしばらく経った平成5年に、当時住友商事株式会社の会長であられた伊藤さんから、同社の社外監査役への就任を求められたときからである。

たまたま、そのころから、アジア諸国においては、それぞれの国の民事法や商事法に関する法制度を整備して自国の近代化を図るため、我が国に支援を求める動きが高まり、法務省としても、これに適切に対応する体制を整えることが必要となってきた。

法務省には、国連と我が国との協定に基づき、法務省に付置されている法務総合研究所の1部門として、「国際連合研修協力部」(国連の機関としては、「国連アジア極東犯罪防止研修所」)が設けられ、我が国を含むアジア諸国の裁判官、検察官、矯正・保護・警察等の関係機関の職員に対する研修が行われ、多くの成果を挙げているが、同部門は、専ら国連と我が国との協定に基づく国際的な犯罪防止活動を推進するための刑事法関係の研修機関であり、民事法や商事法に関する国際研修やアジア諸国の法制度の整備に関する支援業務は、所管外のことであるため、アジア諸国から要請を受けた民商事法に関する法制度整備のための支援事業は、法務総合研究所の総務企画部の所掌事務の一つとして実施するほかなかったため、法務省の受入体制は、人的にも物的にも極めて不十分な状況にあった。

私は、当時法務総合研究所の総務企画部長であった本江威恵君(現公証人・本財団評議員)から、法務省がそのような状況にあることを聞く一方、法務総合研究所の「国際連合研修協力部」(国連アジア極東犯罪防止研修所)の活動については、それを支援する民間団体として「財団法人アジア刑政財団」が設立され、同財団から相応の経済的援助も行われており、そのことが法務省の国際的な犯罪防止活動を大きく支えていることを承知していたので、アジア諸国の民商事法に関する法制度の整備を支援する活動の面においても、その活動の重要性を理解し、これに協力する民間団体が設立され、経済的援助を含む協力を得られることになれば、我が国も、アジア諸国の要請に応えることができるのではないかと考えたのである。

そこで、既に住友商事の会長を退任されて相談役に就任しておられた伊藤さんに、以上のような実情を説明し、新たな財団の設立について御尽力をお願いしたところ、伊藤さんは、アジア諸国の民商事法関係の法制度の整備が、それぞれの国の近代化に役立ち、我が国の国益にも合致するものであることをよく理解され、本財団の会長に就任することを快諾された上、自ら、我が国の代表的企業に対して、本財団設立の発起人になり、会員になり、役員になるよう熱心に勧誘していただいた。その並々ならぬ御尽力のおかげで、平成8年3月、本財団の設立が実現する運びとなったのである。

伊藤さんは、財団設立後も、会長として本財団の諸行事に親しく出席され、会員の増加にも御配慮をいただいたが、不幸にして病を得られ、平成15年5月、本財団の会長を住友商事の宮原賢次現会長に引き継いで退任され、特別顧問に就任されたが、平成16年11月、逝去されるに至った。

その間、法務総合研究所には、民商事法関係の法制度整備支援事業を所管する「国際協力部」も新設され、本財団は、設立当初の予想を上回る活発な活動を続けている。

ここに、伊藤正前会長の本財団設立以来の献身的な御尽力と御高配に対して、改めて心からの謝意を表し、謹んで御冥福をお祈りする次第である。



1997年第2回日中民商事法セミナー中国側主催者国家経済体制改革委員会（体改委）

李鉄映主任と日本側ミッション一行との記念写真。於 中南海貴賓室

前列左から二人目から：野村好弘東京都立大学教授、体改委許驊政策法規司長、
三ヶ月章特別顧問、李鉄映主任、伊藤正会長、体改委王東進副主任、河本一郎神戸大学名誉教授
後列左から五人目から：法務総合研究所鶴田正純総務企画部長、住友商事平沼重巳中国総代表、
射手矢好雄弁護士、金子浩之事務局長、相原茂法総研総務企画部主任研修専門官

伊藤正 前会長の思い出

河本 一郎
財団法人国際民商事法センター評議員
弁護士
神戸大学名誉教授

伊藤正前会長については、私は、東京大学名誉教授・日本学士院会員伊藤正巳先生の弟さんでいらっしゃるということで、そのお名前を存じ上げていた。しかも、ご出身地が私が住んでいる兵庫県の明石で、評判の秀才兄弟であるということが、私の印象に強かった。伊藤正巳先生とは、日本学士院での会合などを通じ懇意にしていたが、前会長とは、面識がなかった。

ところが、とんでもないことがきっかけで、前会長にお目にかかることになった。例の住友商事の銅取引事件である。これは、浜中という同社の従業員が、違法な銅取引を行って、同社に多額の損害を生じさせた事件であって、1997年4月に、同社の株主が、同社の取締役に対し、従業員の不正取引を防止すべき注意義務を怠ったとして、総額2004億円余の損害賠償請求を、代表訴訟の形で提起したものである。私は、被告の代理人として弁護団に加わった。

幸い、前会長は被告にはならなかったが、私が、この事件の法的問題について、会社へ説明に行ったときに、その説明会に前会長も同席されていて、そのときにお目にかかったのが、直接のお付き合いを頂くことになった最初である。そのときの私の印象では、立派なご体格の、明朗なお人柄であるということであった。

その後、財団法人国際民商事法センターの初代会長にご就任になり、私とその評議員を仰せつかってから、前会長のお付き合いは、同センターでの仕事を通じて深まった。

前会長とご一緒に中国を2回訪れた。1997年10月22日の第2回中日民商事法セミナーと2001年9月5日の第6回中日民商事法セミナーである。前のセミナーのときであるが、私が報告の中で、少々脱線して、日本では、会社経営者の報酬と従業員の給与との差が余り大きくなく、日本の国というのは、むしろ社会主義的な国なのだとしたら、同席されていた前会長が、「日本の経営者が払う所得税の多さについても話してくれ」、といわれたのを思い出す。

なにより忘れられないのは、2001年のセミナーに参加して北京に行ったときに、前会長とご一緒に彼の地でのゴルフができたことである。前会長からは、その前の北京訪問のときだったかどうか、はっきりしないが、ゴルフの2000回プレイを達成されたとのことをお話を聞いた覚えがある。その回数にも驚いたが、きちっと記録を残しておられるのにも感心した。第2回目のセミナーの終了後、帰国の飛行機の出発までの間を使って、北京郊外のゴルフ場でのプレイにお供した。元駐日中国大使もご一緒であった。そのときのゴルフの成績がどうであったのか、私は、いつもの癖で全然記録を残していないし、記憶も全くない。しかし、私にとっては、忘れられない楽しいゴルフであった。

前会長があれほど好きであったゴルフのプレイ数は、その後どのくらい更新されただろうか。2500回までいかれただろうか。難病にかかれたとお聞きして、私は、一日も早いご平癒を祈りながら、ご自身さぞご無念でおありであっただろうと拝察していた。いまは、ただ、ご冥福をお祈りするばかりである。



ベトナムとの法整備支援のフェーズ2契約(1999年12月～2003年3月)調印を記念して1999年11月にハノイで開催された日越民商事法セミナーに伊藤会長が日本側ミッション団長として参加。

セミナー前日、司法省を訪問グエン・ディン・ロック司法大臣(右)との会見写真

国際民商事法センターの創始者・伊藤正さんの思い出

本江 威憲

財団法人国際民商事法センター評議員

公証人(元法務総合研究所総務企画部長)

伊藤正さんがお亡くなりになったことは、今でも信じられない思いです。私が丁度外国に行っていた間のことで、帰国後間もなく知り、しばし茫然としてしまいました。

私が伊藤正さんに初めてお目にかかったのは平成7年の春のことでした。私が四月に法務総合研究所（法総研）の総務企画部長に就任して間もなくのころ、法務省の原田明夫官房長（後の検事総長）から、発展途上国の民事法の法整備支援をする機関を法務省に創りたいので、その仕事を法総研で引き受けてくれないかとの要請がありました。聞いてみると、その数年前からいくつかの発展途上国から日本に対し民法などの立法を教えてほしいとの要請があったが、余りの忙しさ故にその余裕がなく、年に一度だけベトナムとモンゴルに民事局の検事を一週間ほど派遣して講義を行う程度のことでしかないとのことでした。当時は、ソ連をはじめ社会主義国家が次々に崩壊し、分裂し、アジアの独立した発展途上の国々が民事法の整備を目指していました。近代的な法治国家に生まれ変わるのに、法律の整備は避けて通れないことで、正しく国家の礎を築くことに外なりません。その要請を受けたとき、私の脳裏に浮かんできたのは、フランスのボアソナードのことでした。我が国が明治時代に文明開化をして近代国家に生まれ変わるとき、来日してまで、民法、刑法をはじめ我が国の基本法の整備に献身的な努力を惜しまなかったボアソナードに対し、私たちは、我が国に捧げてくれたその貢献に対し、今日なお深甚なる感謝の気持ちを持っている。私は、この計画は、それぞれの国の発展のためにも、そして日本のためにも極めて有意義な、かつ遠大なる構想であり、これを実現する必要性を強く感じたものですから、当時の日野正晴法総研所長と相談して、直ちに、しかしおそろおそろ法総研でお引き受けすることにいたしました。おそろおそろというのは、構想のすばらしいことは分かるものの、いざこれを実現するとなると、人（教官）も要るし予算も要る。当時既に行政改革が叫ばれ、国の機関を縮小し、人員を削減し、予算を縮減する一方の政治情勢でしたから、本当にそのような機構を立ち上げることができるかどうか、直ちには予測が立たなかったからです。

法総研には、発展途上国の法整備については、刑事法の分野ではありますが既にアジア極東犯罪防止研修所（アジア研）という長年の経験が蓄積されていました。内部で会議を重ねた後、早速アジア研から紹介を頂いて国際協力事業団（JICA）の八王子国際研修センターに行って研修員の旅費と滞在費をお願いし、最高裁判所の人事局長にお会いして研修講師として民事裁判官の派遣をお願いして、いずれも快く引き受けてくださいました。ここまでは順調だったのです。

問題は、資金です。まだ国の機関もできていないのですから、予算を獲得するなどということは望むべくもありません。しかし、私ども公務員には、こと資金の捻出ということについては、全くその手がかりがありません。この機構の活動を支援してくださる財団を創設しなければならないのです。困り果てて、私は、以前私が甲府地検に勤務していたときに検事正であられた前田宏先生（元検事総長）を事務所にお訪ねしました。迷惑な話だったかもしれませんが、前田先生は快く相談に載ってくださり、早速住友商

事の当時相談役であられた伊藤正さんの下に連れて行ってくださいました。事前に前田先生から聞いていてくださったのだと思いますが、伊藤正さんは、にこにこしてその財団創りに手を貸そうと胸を叩いて快諾してくださいました。私には夢のような話でした。伊藤正さんは住友商事の社長と会長を合計12年務められたとうかがっております。長年経済界の中枢におられ、多くの国際的経験を経てこられたからだと存じますが、私がひととおりこの構想をお話ただけで、多くを語らずとも、発展途上国の法整備の重要性と必要性を直ちに御理解くださり、この構想と財団創りに賛同され、御支援を賜ることになったのです。この御決断にこそ、今日の国際民商事法センターの生誕があったのです。

一旦お引き受けを頂くと、伊藤正さんの行動は俊敏でした。早速当時住友商事の常務取締役であられた中川英彦さんをはじめ金子浩之さん、相澤繁昌さんを法総研に送ってきてくださり、日野所長を中心に所長室でなんどもなんども会議を重ねました。そして伊藤正さんが自ら一社ずつ各社の社長さんに電話を掛けて財団の会員となる会社を募ってください、平成8年4月の財団発足までに今日の会員である各業界のトップクラスの会社を多数集めてくださったのです。当時既にバブルがはじけ、各企業が不況に喘いでいたときです。伊藤正さんにはおそらく私どもには伺い知れない多くの御苦労と困難に遭遇されたことと拝察いたします。伊藤正さんという方は、そのような苦労をおくびにも出さず、いつもにこにこして、私ども役人の遅々とした作業具合にもめげずに、着々と財団創りを進めてくださいました。その間、伊藤正さんの方針に則って一社ずつ会社を回って説得してくださった中川さん、金子さん、相澤さんにも深甚なる感謝の意を捧げます。

それらの御尽力のお陰により、今日の国際民商事法センターという大きな財団に発展することができ、国のほうもその後正式に機関を創設し、今日の法総研国際協力部が生まれました。今後国際社会の中で発展途上国の法整備に大きな貢献をしていくことでしよう。

伊藤正さんは、その後もお亡くなりになるまで、一貫してこの機関の構想と財団の発展のために心を砕いて御懇切なる指導をしてくださり、私どもには予想外の急速なる発展を遂げ、今日ではアジア各国から研修生を迎えて年間13もの研修を行うほどになりました。

伊藤正さんという方がおられなかったら、この国際民商事法センターも生まれなかったし、日本の発展途上国に対する法整備支援という遠大なる構想も頓挫していたことは間違いありません。したがって、伊藤正さんは、今日の国際民商事法センターの生みの親・創始者であり、したがってまた、日本の発展途上国法整備支援を実現させた人なのです。

本当に惜しい人をなくしました。ここに深甚なる感謝の意を表し、心からなる哀悼の意を表します。

伊藤さんの思い出

中川 英彦

京都大学法学研究科教授

前財団法人国際民商事法センター監事

元住友商事株式会社取締役

仕事の上とはいえ、伊藤さんとは長いお付き合いをさせていただいた。勿論いつも伊藤さんが上司で私が部下の関係であったが、上司と部下という感覚で仕事をすることは無かった。失礼な言い方かも知れないが、妙に馬の合うところがあって、込み入った話をしても伊藤さんの考えは即座に理解できたし、また伊藤さんも私の言わんとすることをすぐに理解してくださった。そう言う意味で伊藤さんは私にとっては上司と言うよりは、むしろ親父に近かった。

伊藤さんと最初に接点できたのは、1974年に米国駐在をした時であった。この時、伊藤さんは住友商事の米国子会社の社長であり、私は法務担当のマネージャーとして赴任した。当時、米国経済は最悪の状況にあり、日米関係も通商摩擦の問題などでぎすぎすしている状況にあった。伊藤さんは、それまで本社の指示で動いていた米国住友商事を本社の支配から切り離し、実質的に米国法人として独立させ、自立性を持ってビジネスを展開が出来る会社に衣替えをするために獅子奮迅の活躍をされた。部下の我々が見ていても、伊藤さんは命懸けでやっているということが感じられた。不況の下で続発する倒産、苦労しても延びない業績、次々と発生するダンピング問題などの処理、本社や日本のメーカーとの折衝、日本からの訪問客の接待、アメリカ各地に点在する支店・事務所その従業員に対する目配り等々、伊藤さんの奥様も含め、文字どおり不眠不休の活躍であった。そんな中でも、伊藤さんは毎朝ニューヨーク・タイムスに目を通し、分からない単語はきちんと調べて書きとめておき、それを夕方もう一度復習するという努力をされていた。そんな伊藤さんの姿を見て、当時の駐在員は皆奮い立った。私は一緒に仕事をさせていただいた5年間に伊藤さんから実に多くのことを教わった。

伊藤さんが米国から帰国され、本社の社長になられた1983年は、商法改正によって総会屋に対する利益供与が禁止された直後で、株主総会運営が大変な時であった。私も帰国した直後であったが、総会運営の仕事を命じられた。そして伊藤さんが初めて株主総会議長を務められた1984年以来、伊藤さんが社長職を引かれるまでの7年間、事務局のリーダーとして総会議長としての伊藤さんを補佐することとなった。

伊藤さんは株主総会をわずらわしいものとして考えるのではなく、むしろ積極的な意義を与えようとされた。当時はまだ株主総会をIRや株主説明に利用する考えは無く、多くの企業はもっぱら肅々と運営することに注力していた。しかし伊藤さんは、総会の運営よりも、株主から何を聞かれてもきちんと説明できるように日頃の仕事をしておくことがより重要ということを繰り返し言われた。世間から後ろ指を指されるようなことはしてはならない、役員は自分の守備範囲に全責任を持て、そうすれば株主総会は何も恐れることはない、これが伊藤さんの基本スタンスであった。株主総会をテコにして、社内のコンプライアンスを高めると同時に役員の意

識を改革しようという狙いを持っておられた。とは言え、伊藤さんの株主総会に対する勉強ぶりは凄かった。商法やその関係法令はもとより、財務や企業会計の末端までことごとく理解され、どの役員よりも理論面での理解は深かった。また総会議長としての説明義務や動議の処理など、運営に関わることもあらゆる場面を想定し対処の方法を納得するまで徹底的に検討された。付き合っているこちらが音を上げることもしばしばあった。こんな状況であったので、総会リハーサル当日は、役員が日頃の実力を試され日でもあり、総会当日以上に関係者が緊張していた。伊藤さんから、リハーサルでは役員全員に何か質問をして欲しいと言われ、適当な質問が作れずに閉口したことが思い出される。

伊藤さんは、いわゆる「住友精神」を体現した人であった。私利私欲はなく、公私混同を徹底して嫌い、慎重かつ大胆、有事のことを平時に考える人であった。しかし何よりも真似が出来なかったのは、世間の常識や報道などに惑わされずに、物事の本質を的確に見ぬく力を備えておられたことだった。だから、伊藤さんの話はいつも新鮮であり、相当先を見据えた話が多かった。困ったことがあると伊藤さんの所へ出かけ話をしていると、必ず解決の道筋が浮かび上がってくると言う具合であった。今から思うと、伊藤さんはいつも山の上から里の動きを眺めておられたような気がする。

伊藤さんは自分のことを「書生っぽい人間」と良く言っておられた。原則や、あるべきことを大事にする人だった。お兄様（伊藤正巳東大名誉教授 元最高裁判事）の影響や訴訟社会である米国でのご苦勞もあったのだろうか、法律には詳しく法務部の役割を誰よりも理解している経営者であった。何かあると、法律ではどう言う考え方になるかということをお聴かれ、根本的なところをきちんと押さえた上で判断をされた。法務部をうまく使われ、一寸変だなと思われた時は、「法務部に行って相談して来い」と言う指示を出された。このことは社内のコンプライアンスを高めるのに大いに役に立った。

住友商事として国際民商事法センター設立のお手伝いが可能か、前田宏先生からご相談を受けた際に、直感的に伊藤さんならやっていただけたと思った。その話を伊藤さんにし、これは社会貢献として価値があるので是非一肌脱いで欲しいと頼んだところ、慎重な伊藤さんは色々の人の意見も聴かれた上でやってみようと言われた。一旦決断された後の伊藤さんの動きは素早かった。会員となってもらえそうな会社のリストを自ら作り、豊富な人脈をフルに活用して依頼に努められた。この当時企業の財布のひもは固く、継続的に会費を出してもらうことは困難であったが、伊藤さんの頼みならということでリストアップされた企業は殆ど全部応じていただいた。我々事務方も伊藤さんが日頃いかに取引先の皆様に信頼されていたか改めて知ることが出来た。その後の国際民商事法センターの発展のために、伊藤さんは会長としてさまざまな努力をされたことはご案内の通りである。

1995 年伊藤さんが相談役となられ、私も住商リースに移ることとなった。その後伊藤さんは時々会社に立ち寄られて、懐かしそうに昔の話をして帰られた。ある日、お顔の色がよくないのでどうされたのですかと尋ねたところ、治らない病気になったということをお明くしかかも他人事のように話された。いつかはとは思っていたが、あまりにも突然で言うべき言葉を失ってしまった。その後 2-3 回お会いしたが、病気の話はせず、伊藤さんはゴルフの話、私は大学での苦勞話をした。伊藤さんはただニコニコしながら聞いておられた。

偉大な親父を失った今思い返すと、伊藤さんには哲学があったような気がする。伊藤さんは会話の中で決して抽象的な言葉を使われることはなかった。いつも実体に則した具体的なことしか言われなかった。しかしその裏には、人間に対する鋭い観察と、物事の本質を見抜いた上での緻密な計算があった。そして何よりも住友精神に裏打ちされた、合理的で革新的な哲学と精神が息づいていたと思う。本当に優れた経営者であり、教育者であった。

ご冥福を心よりお祈り申し上げます。



1999年6月北京にて開催された第4回日中民商事法セミナーの際、
全人代常務委員会法制工作委员会卞耀武副主任(右)を訪問した際の記念写真。

伊藤正先生の追憶

洪 虎

元国務院国家経済体制改革委員会副主任
前吉林省省長

私の尊敬する友人で先輩でもあり、中国人民の古い友人である伊藤正先生が逝去されて早くも4ヶ月経ちましたが、時間が経つ程に、私の先生への思いは募るばかりです。

先生は現代日本のビジネス界でリーダーと称するに値する人物であり、住友商事の卓越した指導者の一人であります。住友商事を今日のように世界的に名声の高い総合商社に発展させたことは、先生の生涯を通じた血と汗の結晶と言えましょう。

1983年に先生は住友商事株式会社の社長に就任されました。その2年後、“プラザ合意”が成立し、日本経済は、輸出重視から輸入重視、内需拡大へと急速な大転換期に入りました。国内と海外の厳しい環境に直面しつつも、先生が率いる住友商事は、困難にもめげず、経営理念と経営手法を大胆に転換させ、逆境の中で商機を見出して、世界的経済危機に打ち勝ち、グローバルビジネスでは著名な企業として勝ち残りました。これは正に先生の卓越したリーダーシップと大胆な発想に負うところが多いと思います。

先生は役職員に対して“変化を先取りする”ことや“信用を重んじる”ことを常に言い聞かせてきました。今から見れば、住友商事が今日の実績を挙げられたのは、住友グループが400年来引き継いで来た“信用を重んじ、確実を旨とする”という確固たる理念はもとより、先生の“潮流に順応し、臨機応変な経営戦略”とは切っても切れないもので、正に先見の明をもつ卓越したリーダーでありました。

先生は社長職を退かれた後も、引き続き住友商事の発展に尽力される一方、財団法人国際民商事法センターを組織、設立しました。この財団はアジア各国の民事・商事分野での相互理解を深めることを目的として、各種の公開講座やセミナー開催を行ってきました。特に、年に一回中国と日本が交互に“中日民商事法セミナー”を開催して、中国の法制度整備に注力し、両国の法律専門家による交流を促し、中国に日本の法制度等を紹介して来られたことは、中国が市場経済化を進める中、中日両国が民商事法分野での相互理解を深める上で、大きく貢献しました。その他に先生が提唱された“アジア太平洋諸国法制度フォーラム”はすでにアジア太平洋各国の法制度を共同研究する重要な場所となっております。

私と先生との出会いは国際民商事法センターが設立されて間もなくの1996年5月頃のことでした。先生は、同センター設立の趣旨及び中日両国の法制度に於ける協力推進の意向を説明されるため、中国を訪問されたのです。当時私は、国家経済体制改革委員会の副主任を勤め、受け入れ側の責任者でした。私は先生と双方の協力関係について突っ込んだ議論の後、同年11月に“第一回中日民商事法セミナー”を開催することに合意しました。

翌年“第二回中日民商事法セミナー”を北京で開催する際、私は先生を団長とする代表团をお迎えする計画になっていたのですが、残念なことにセミナー開催直前に、私が吉林省の省長に任命され、先生と北京でお会いできませんでした。いまだに残念に思っております。

その後、先生は何度も中国を訪問され、中日両国人民の友好事業のために尽力されました。私は仕事の関係で頻繁にはお目には掛かれませんでした。手紙のやり取りは続けておりました。いつも双方に関心のある、いろいろな問題についてそれぞれの見解を述べ合って来ました。幅広い問題に対する先生独自の見識は大いに得るところがありました。思い出しますと、感謝の気持ちでいっぱいです。

昨年4月に私が吉林省政府代表团を率いて訪日した際には、住友商事東京本社で先生と再会することができました。先生は健康上の理由で、ほとんど来客と面会していなかったにも拘わらず、私とは長時間懇談して頂きました。数年ぶりの再会ではありましたが、先生は相変わらずお元気な様子で、実に和やかに談笑できたことは、何よりも嬉しいことでした。

ところが、何事も思うようにいかないものです。たった8ヶ月後に、先生は亡くなられました。私は訃報に接して、深い悲しみを覚えました。中国は一人の国際人の友を失い、私は尊敬すべき友人を失いました。これ以上の悲しみはありません。

しかし、幸いなことに、先生が始めた各事業はみな順調に発展しており、また先生がお話になった理念は、ますます人々の心に深く刻まれております。私は、住友商事の後継者が必ずや先生の教えを守り、先生の残された事業をやり遂げて、引き続き中日友好協力交流事業の推進に努力し、先生の靈魂を慰められるものと確信しております。



2004年3月末に仙台で開催された「2004年日中経済協力会議」に吉林省政府代表团を率いて来日した洪虎吉林省長(右)が、4月2日住商を訪問、伊藤特別顧問と面談されたときの記念写真。

[illegible]

2014年12月25日，公司召开2014年第四次临时股东大会，审议通过了《关于公司回购注销部分限制性股票的议案》，同意回购注销2014年股权激励计划中已授予但尚未解锁的限制性股票1,000,000股。

[illegible]

2. 在 2008 年 12 月 31 日，公司应计提的坏账准备为 100 万元。

[illegible]

1. The following information was obtained from the records of the Department of Health and Human Services, Office of the Assistant Secretary for Health Policy and Statistics, regarding the number of deaths due to heart disease in the United States, by age group, sex, and race, for the years 1980 through 1984:

～ 巻頭インタビュー ～



財団法人国際民商事法センター 伊藤正会長に聞く

聞き手 国際協力部教官 山下 輝 年

財団法人国際民商事法センター（ICCLC。http://www.icclc.or.jp）は、平成8年の設立以来、民間の立場から開発途上国に対する法整備支援事業を実施し、数々の成果を上げておられます。そこで、財団の設立とその後の運営に終始大きな貢献をしてこられた伊藤正会長にインタビューの機会を設けていただき、その結果をここに掲載させていただくことにしました。伊藤会長は、法整備支援に深い御理解と情熱をお持ちであり、また、言うまでもなく、戦争を経て日本経済の復興に力を尽くされた著名な財界人であります。このため、本インタビューでは、同会長の経歴やその間のエピソードも交えながら、法整備支援に至る道のりをお聞きすることといたしました。

<伊藤正会長略歴>

大正11年1月6日	兵庫県に生まれる
昭和24年3月	東京大学法学部卒業
昭和24年4月4日	日本建設産業株式会社に入社
昭和27年6月1日	同社が住友商事株式会社に改称
昭和32年2月1日	同社 本店繊維部繊維原料課長代理
昭和35年4月15日	東京支社鉄鋼業務部鉄鋼貿易課長
昭和40年2月5日	鉄鋼本部東京鋼材貿易部長代理
昭和41年2月14日	鉄鋼本部東京鋼材貿易部次長
昭和41年7月22日	鉄鋼本部鋼材貿易部長
昭和45年11月26日	取締役 鉄鋼本部副部長
昭和46年6月1日	同 鋼材本部長
昭和48年10月1日	同 米国住友商社会社事務従事（社長）
昭和48年11月30日	同 常務取締役 米国住友商社会社事務従事（社長）
昭和52年6月29日	専務取締役 米国住友商社会社事務従事（社長）
昭和52年12月1日	同 業務本部長
昭和54年6月29日	同 機電部門統括役員
昭和56年6月26日	取締役副社長 機電部門統括役員
昭和57年6月29日	同 機電部門統括役員・生活物資部門役員
昭和58年6月29日	取締役社長
昭和59年4月	藍綬褒章を受ける
平成2年6月28日	取締役会長
平成7年6月29日	相談役
平成9年2月26日～	名誉顧問

<財団法人国際民商事法センター関係>

平成8年3月28日	設立発起人代表
平成8年4月16日	理事・会長
平成15年5月21日	特別顧問

<逆命利君について>

- 財界とは無縁の者にとって、伊藤会長のことを知る手がかりといえば、佐高信の「逆命利君」（講談社）がありますが、私は伊藤会長にお会いしてから読んだためか、会長のお顔と声がそのまま出てくるような印象を受けました。

あの本を読まれたのですか。佐高信という人は辛口の評論家として大変有名な方ですが、この本では、私の部下だった鈴木朗夫君と私を含め大変好意的に書いております。ある雑誌社の編集長が、「あの本は、彼が単なる腐し屋ではなく、ほめることもある人間だということを示しているもので、彼にとってはある意味では貴重な本になっているんだ」と言っていたことを思い出します。

- 「逆命利君」というのは、すばらしい言葉ですが、「言うは易く行は難し」といったところではありませんか。

住友の初代の総理事に広瀬幸平という方がおられて、この方が「命に逆らいて君を利す。これを忠という」というこの言葉を好んで使われたということです。これは、己が正しいと思ったことは上司の意に逆らってもこれを押し通すことが、結局は上司のためになることがあるのだという意味であると思っております。部下の皆が上の顔色を見て、皆イエスマンとして行動するような会社なら、その会社は絶対に栄えないと思います。

私は、若いとき、「自分が正しいと思うことなら上司の命に逆らっても押し通すというつもりだから、いつ会社を辞めるか分からないぞ」ということを女房に言っておりました。女房もそれを理解してくれて、「あなたが会社を辞めるなら、焼き芋売りをやってでも暮らしを立てて行くから」と言ってくれました。焼き芋売りというのは、一番コストのかからない日銭が稼げると思ったから、そう言ったのでしょう。

- そうすると、部下を使う立場になっても同じような姿勢で臨まれたわけですね。

そうなのですが、私は、常々、部下に対して、「自分の意見をどんどん言え」と言っていたのですが、ある時、逆命利君の主人公になっている鈴木朗夫君が、私のところにやってきて、「あなたは、口で、『どんどん部下に言いたいことを言え』と言っておられますけれども、あなたのように、あなたにとって気に食わないことを言っているときに、そんな怖い顔をしていたら、誰も言えなくなってしまいますよ」と言ってきたのです。彼は「自分にとっては嫌なことでも笑顔で聴かなければなりませんよ」と言うのです。私は、そのときは、「わしゃ、そんなに人間はできとらんよ」と言ったのですけれども、大変ありがたい忠告であったと、今でも感謝しております。まあ、鈴木君こそ、いつでも会社を辞めていいと思っていた人物だったのでしょうね。

<戦争体験について>

- しかし、軍隊で戦争を経験していらっしゃいますよね。上司に意見するという環境とは

正反対になると思うのですが、軍隊当時はどうだったのでしょうか。

私は大学の途中で軍隊に入っていますから、逆命利君の精神を知る前になりますが、そうですね。軍隊というのは、とにかくビンタと言いますか、よく殴られるんですよ。手で殴られるのはまだよい方ですが、殴る方も痛いですから、革のスリッパがありましてね、それは上靴と言うのですが、それで殴る上靴ビンタとか、帯革ビンタというのがありますし、色々ありましてね。特に、学生上がりの兵隊なんていうのは古い兵隊、上等兵などから見たら面白くない存在なんですよ。というのは、学生上がりの兵隊は、幹部候補生に選ばれれば予備士官学校に行って、そこを卒業すると見習士官になり、部隊に帰ってきて彼らの上官になるわけですから。まあ1日に20〜30発は殴られてましたよ。もちろん、各部隊・各連隊それぞれで状況は異なっていたように思いますが、私がいた岐阜の連隊では、とにかくよく殴られていましたよ。殴るのには理由なんか要らないんです。「殴られた兵隊ほど強いんだ」というようなことを言っていましたね。

私も「なぜこんなことがまかり通っているのか」ということを考えてみたのです。自分なりに納得しました結論というのは、結局、明治になってから国民皆兵になり、百姓や町人の輩が銃を持って兵隊になったわけですから、侍から見れば、「百姓・町人などは牛馬にも劣る」というふうに考えていたんでしょうね。牛や馬は叩いたほど働きますわね。結局、兵隊は牛馬並みに扱われていたと思います。まあ、これはそういうものだと思わないとやっていけませんよ。仕方がないと割り切って、殴られていました。人間は置かれた環境によって変わるというか、あきらめるしかない場合もあるということでしょうね。

○ その他に軍隊や戦争で学んだものをお聞かせ願えないでしょうか。

当時の職業軍人などは、だいたい非常に威張り散らしておって、私たちから見ると鼻持ちならん存在だというように考えていたわけです。しかし、私が岐阜で配属になりました中隊に、中隊長の古賀中尉という方がおられまして、私は大変感銘を受けました。この方は、陸軍士官学校出で、ガダルカナルの戦闘に参加されて、そこから転進をされて、そして岐阜の連隊に移って来られたわけでありま

す。

私たちが入営して4〜5日経ったころ、その中隊長が私たち学徒入営の新兵一人一人と面接をするということになりました。中隊長が新兵と面接することはほとんど例がないわけですが、私たちが学徒兵であったということもあったからでしょうが、そういう機会があったわけです。私は、どうせ、軍人精神などというようなことを極めて高圧的な態度と言いますか、私たちに説教するのだらうと思って、中隊長の部屋に入りました。そうしますと、非常に丁寧な言葉で「軍隊に入ってどういう印象を受けましたか」ということを聴いてきました。確か私は、「まだ短い期間でありますので、印象というものはまとまっております」というような返事をしたように思うのですが、その中隊長は、「軍隊にもいいところがあ

と思うから、軍隊にいる間に、そのいいところを体験して欲しい」ということを言ったのです。私は大変驚きました。年齢は私より一つ二つ上くらいだったと思いますけれども、その態度は、初年兵と同じ立場に立っているような話し方で、私はその謙虚な姿勢というものに非常な感銘を受けたわけです。その後、私の人生にとっても、謙虚さというものが大事であるということをお教えられたという思いがしております。

また、別の機会でしたが、その中隊長の訓示の中でも印象に残っているのがあります。その中隊長が言いますには、「人間というものは上官から命令を受けたとき、自分に都合がよく安易な道を選ぶように受け取ろうとする傾向がある。しかし、むしろ自分にとって辛くて苦しい道を選ぶという心づもりで考えるように」ということでした。確かに人間は、人生において仕事をしていて、自分に辛い道を選ばず、楽をする方向に理屈付けをしがちですが、それが一番よくないということをお教えしてくれたと思っています。

この方はその後サイパンで亡くなれましたが、非常に立派な方で、私は教えられるところが大きかったというふうに思っております。

○ 学徒出陣というと、テレビでよく出てくるあの光景でし
ょうか。

そうです。昭和18年11月上旬だったと思うのですが、出陣学徒ということで、外苑競技場の中を雨の中を行進し、東条英機が出てきて、東京の女学生が動員されて手を振るという光景がよくテレビに出てきますよね。私もその時に行進するべき人間の中に入っていたわけですが、私はまあ戦争というものについて疑問を持っていたこと

もあって、出席いたしませんでした。私は、昭和14年3月に神戸一中を卒業して、一浪の末、昭和15年に一高に入りました。本来3年であるべき高校生活が、戦時中のことで2年半に短縮されて、昭和17年10月に東大の法科に入ったのです。そして、昭和18年12月に学徒動員されたわけです。なお、南方に派遣されて、昭和22年の暮れに復員をしました。その後復学をして昭和24年3月に卒業したわけですから、大学3年のところを6年半かかったということになります。

三ヶ月章先生は、私の一高一年の先輩であるわけですが、大学は私よりも半年早く入っておられまして、昭和18年12月に入隊され、軍隊に入っておられる間に仮卒業ということで卒業証書が来て、卒業してしまっておられます。三ヶ月さん自身は、「1年半しか大学に行っていないから、ろくに勉強させてもらっていないのに卒業となった」という言い方をしていますがね。



大学入学前

<学生時代>

- 大学に戻って驚かれたことがあると聞きました。

終戦後2年3か月ほど南方のマレーシアで収容所にいて労役に服していたわけですが、復員した後の昭和23年5月ころ兵隊服を着て東大に行きましたよ。そこでびっくりしたのが、女子学生がいたことですわ。戦前の旧制高校や国立大学には女性は入学できませんから、女子学生なんていませんでしたからね。確か法学部には4～5名の女子学生がおられたように思います。その中の一人に、今の法務大臣の森山眞弓さんがおられましたよ。森山さんは、その後何十年も経って報道などで顔を見るようになりましたが、ほとんど変わっておられませんか。写真で顔を見てすぐに「あの時の女子学生だ」と分かりましたよ。経歴には東大卒とも書いてありましたしね。

- 学生時代の思い出など、現在の教育事情と比較してどうでしょうか。

学生時代というラグビーの思い出が大変強いですね。私は兵庫県の明石で育って、中学は神戸一中ですが、ラグビー部に入りました。当時は全国中等学校ラグビー大会というのがあって、南甲子園にあるグラウンドで大会がありました。今は花園でやっている全国高校ラグビー大会の前身ですね。準決勝で秋田工業と戦って3対3の引き分けになり、抽選で出場権を失いました。私を含めて選手が控え室でおいおい泣いたときに、部長が「負けたのではない。出場権がないだけだから泣くなよ」と言って慰めてくれたことを今でも覚えていますね。当時は、スクラムを前から3・2・3と組んでおり、私は最初は5番ロックで、次には7番つまり今で言うナンバー8をやっていました。一高時代の2年半はラグビーだけをやっていたと言ってもいいくらい、ラグビーを熱心に行っていました。

大学では、今度はもう最後の学生だから勉強をしたいというふうを考えまして、入部いたしませんでした。しかしながら、復員しましてから、後輩に

頼まれて3度だけ東大での試合に出ています。京都大学との試合が京都で年末にあるので、明石へ帰る東京明石間の汽車賃を部で負担するから出てくれと言われてまして、アルバイトのつもりでやりました。5年ぶりのラグビーでしたからたいした働きもできませんでしたがね。

それから、一高時代には、これだけは読んでおかなければならないという本がありましたね。例えば、倉田百三の「愛と認識の出発」、阿部次郎の「倫理学の根



神戸一中時代
近畿ラグビー大会優勝（左から2人目）

本問題」，西田幾多郎の「善の研究」，和辻哲郎の「古寺巡礼」というような本でした。私は、あまり勉強はしませんでしたけれども、こういう本だけは読みました。理科系の方も、皆さんこういう本を読まれたようでありまして、これが将来の人生において非常に役立ったということを、理科系の方が私に話していたことを思い出します。一高時代に、ある先生が「君たちは滴るほどの時間を持っておる」というようなことを言っておられました。旧制の高等学校時代というのは、確かに滴るほど時間はありました。それが人格形成に大変役立っているように思います。そういう意味で、今の若い人たちもこういう体験ができるようになればいいなと思います。

<法律・司法との関わり>

- さて、伊藤会長は、ICCLCの法整備支援活動に携わっておられますが、法律や司法との出会いと言いますか、源流になるようなことをお伺いしたいのですが、まず、東大法学部に入った理由はどのようなものでしょうか。

一高の文科系に入っている連中は、85パーセントは東大法学部に行っていたように思います。だから、特に理由があつて法学部に行ったということもなかったのですがね。法律学科と政治学科がありまして、私は法律学科に行ったわけですが、法学部650人のうちの法律学科に行く人は100人以下になっておりました。まあ、なんとなく司法というものに対して興味を持っていたということから法律学科に行ったというような気がします。

大学に入ってから司法に興味を持ったのは間違いありません。特に、小野清一郎先生の刑法は興味深く勉強しました。それで学生時代にも刑事裁判の傍聴をしに行ったということもあります。

- それは立派ですね。私は、司法試験を受けようというのに、大学時代は裁判傍聴に行ったことはなかったですね。父親が民事裁判で裁判所に行くというので、自動車を運転して連れて行ったことはありますが。

と言っても2回だけですけれどね。夏休みに帰郷したときに神戸地方裁判所に傍聴に行きました。今と違って、検察官も法服を着ていて壇上にいましたね。非常に冷たい顔をして（笑）。

一つの事件は、泥棒に入ったところ、中からおばさんが出てきて騒いだので、棒で殴って逃げたというものでした。それが強盗と傷害罪ということにあたり、戦時中は非常に刑が厳しくなっておりまして、その両方では死刑か無期しかないけれども、特別に傷害罪を免除して15年の求刑にするとおりましたね。被告人は、前科2犯でしたが、そんな重い求刑がなされるとは思っていなかったのでしょうか、大変びっくりしていたことを思い出します。

- 裁判と言えば、以前、雑談でお話したときに、捕虜収容所で裁判を見たことがあると聞いた記憶がありますが。

私は、軍隊に入隊後、昭和19年に南方のマレーシアに送られました。そこで最後の教育を受けて、見習い士官としてマレー駐在の部隊に配属され、そこで終戦を迎えたのです。武装解除を受けた後、収容所に収容されて労役に服していましたが、収容所では、兵隊を引率して労役に連れて行くという仕事をしていました。その時の体験で、どちらかと言うと広い意味の司法、つまり矯正や保護の仕事をしたと思うきっかけになりましたね。

○ その体験というのは、どういうものでしょうか。

労役の仕事の中には、駅の倉庫に行って、貨車で来た食料を倉庫に入れたり、トラックに移し替えたりする仕事がありましてね。兵隊にしてみれば、ろくな食べ物を食べさせてもらっていませんので、腹が空いて仕方がないんですよ。すると、やはり兵隊が倉庫から食料なんかを盗むんですね。まるで手品のようにうまいんです。暑いところですから、1時間の昼休みの時に、高床になっている木造倉庫の床下に並んで寝転がって休んでいるのですが、どうもその時に誰かが床を破って缶詰やら何やらを盗むんですね。労役から帰るときには身体検査があるのですが、その時には見つからないのです。ところがキャンプ内に帰ってくると、なぜかきちっと戦利品を持っているんですよ。

敵の物ですから盗んだっていいという気持ちがあったのでしょうかけれども、やはり盗みは盗みです。やはり人間は環境次第ではそういうこともあるのかなと思ったんですよ。別に彼らは根っからの犯罪者ではなく普通の人間です。私は、将校の端くれで、兵隊を引率して連れて行く立場にありましたので、盗みませんでした。しかし、私も兵隊の身分であつたら、おそらく皆と一緒に盗みを働いていたと思います。私は、犯罪人を裁くとか摘発するというようなことができるような立派な人間ではないのだと思いましたね。むしろ、色々な事情で罪を犯した人の更生とか人権保護とかというような仕事をしてみたいという気持ちになっておりました。

○ 環境次第で人間が変わるというのは、先ほどの軍隊で殴られる話のところでも出てきましたが、環境を変えてやれば正しい方向にいくという考えに結びついたわけですね。

環境が変わるという点では、もう一つあります。ある時、我々の収容所が突然、いわば格子なき牢獄になったことがありました。収容所にはもともとインド人の警戒兵が来ていましたが、昭和21年の秋にインドのネール首相がアジア会議に出席する途中で収容所近くの町で演説をいたしました。当時、私たちを管理する部隊は、上級将校は英国人で、下級将校以下はインド人でした。そのインドの下士官から聞いたのですが、ネール首相は、「日本という国はなくなったわけではない。ただ手を挙げて降伏しただけだ。日本人はアジア人だから、同じアジア人のインド人が日本人の警戒兵などをすべきではない。日本人のことは日本人の将校が責任を持ってやるべきなのだ」ということを演説したという話なのです。警戒兵が引き上げていったとき、帰国できるのではないかと一瞬喜んだのですが、ただ格

子なき牢獄になったというだけでありました。

そうすると逆に困ったのは、キャンプ内の秩序維持です。終戦後の1年余りは昔の軍隊の秩序というものが残っておりましてけれども、時とともに上官の言うことなどだんだん聞かなくなってきたおるわけです。私どもにしてみれば、警戒兵がいてくれた方が助かるわけです。こんな事件がありました。夜中に抜け出して椰子酒を盗み、裁判に掛けられる兵隊が出てきたわけです。その時に、警察官がやってきて、私に「お前ちょっと来てくれ。通訳しろ」というふうに言われました、おそらく郡長さんなのでしょうが、その郡長さんが犯罪人を十数人並べて順番に判決を下していくわけです。最後に私のほうの日本兵が残っておりまして、椰子酒5個を盗んだということを認めるかどうかということを通訳させられました。その後、郡長さんが、「本来なら20ドル程度の罰金だが、日本兵は金を持っていないので上級裁判所に照会しなければならないから、それまで判決を延期する」と言うのです。その後に身元引受書というようなものを出して、もらい下げて、その兵隊にキャンプに連れて帰って朝飯の雑炊を食べさせてやりますと、その兵隊が「留置場のパンの方がおいしかった」と言い、大笑いをしたことがあります。

自由になったら自己責任が出てくるわけですが、いわば拘束状態から突然自由にされても、人間は直ちには対応することがなかなかできないわけですね。

- 現在の法整備支援の相手国は市場経済への移行国ですが、統制された計画経済から自由を基調とする市場経済へ対応できるかという話にもつながりますね。ところで、どうして経済界へ進んだのでしょうか。

結論から言いますと、住友（当時の日本建設産業）の津田久常務の話と人柄、母親が矯正・保護への就職を反対したことなど、色々な条件が重なったことだと思います。

昭和23年秋、たまたま大学に行きますと、ちょうど民間会社の採用関係の募集が行われておりました。その件について、法学部長の我妻栄さんからお話があったのですが、私が部屋に入ったときには我妻部長の話は終わっていて、採用係の平木さんという方の話を聞きました。平木さんからは、「戦前は、三井とか三菱というような名前を見れば、どんな会社かということがすぐに分かったけれども、財閥解体されて財閥名前が使えなくなった、どんな会社か分からないので皆さんもお困りになるでしょう。例えば、ここに日本建設産業などという建設会社のような名前がありますが、これはもともと住友の会社であります」というような話がありました。当時、人の話によると、試験を受けに行くと昼飯にありつけるといふ話があって、3社までは受けてもいいということでしたから3食分助かるので3社受けよう、というような調子で3社に志望を出しました。

最初に日本建設産業で面接を受けたとき、そこで自分の気持ちを正直に第一希望は法務庁（現在の法務省）だとはっきりと言っておいたのですが、その日のうちに採用内定通知が来ました。大学の就職係から内定したら通知してくれと言わ

れていたので行くと、係の人が「内定が来たら他の会社に行ったら困る」と言うんですよ。お陰で1回しか昼飯を食べられませんでした。(笑)

そしてしばらくすると、会社のほうから内定者を集めて懇親会を開くという連絡があり、私も出席しました。その当時、よく会社では、このような席で「必ず入社します」というような誓約書を書かされると言われておりました。そうなった時は断ろうと思って行ったわけですが、そういうことはないまま散会となりました。そのとき、津田常務が私のところにやってきて、「自分も一高出身で官庁志望であったが、住友に入ってしまった。君もぜひ来てくれよ」というような話がありました。

まあ、それはともかくとして、私は法務庁に行こうと思っていましたから、私の兄になる伊藤正巳*が当時東大の助教授であり、法務庁の関係の仕事をやっていたこともありしたので、兄を通じて行刑関係の責任者の方に会いたいと頼んだところ、確か当時、成人行刑局長という肩書きだったかと思いますが、小川太郎氏が会ってくれました。小川太郎氏は、中央大学の講師なども務めておられて、著者もある行刑では大変有名な方であったと思います。そこで、私は、大変生意気だったと思いますが、「学者は実務家を理論がないと言って批判し、実務家は学者が実務を全然知らないとお互いに批判している。自分は実務に入りたいが、実務の間でも研究の時間を与えてもらえるだろうか」というようなこと言いました。小川局長は「君の言うとおりだが、役人には異動があつて、自分もいつまでもこの職にいるか分らない。したがって、君の希望どおりにできると約束はできませんよ」と言われておりましたね。至極当然のことで、今更ながら、こんなばかげた質問をしたことを恥じております。

そうこうするうちに3月に入って、私はやはり法務庁に入ろうと思っておりましたので、やはり先輩の津田常務の所へ行ってきちっと断らなければならぬと考え、卒業式の数日前だったと思いますが、明石に帰りまして、津田常務とのアポイントをとりました。明石の実家で、母親が「お前、これからどうするのか」と尋ねてきました。犯罪人の矯正・保護



一高時代、兄・妹と

* 元最高裁判所裁判官（昭和55年1月19日～平成元年9月20日）で憲法学者。

の仕事がしたいと答えたのですが、母親は「矯正・保護といえば刑務所ではないか。刑務所と言うたら網走もあるやないか。よそ様から、あなたのお子さんはどこで働いておられますかと聴かれて、網走におりますなんて言ったら嫁の来手もないではないか。そんなとこにやるためにお前を大学へやったのではない」と言っていて、オイオイ泣き出して、本当に困りましたね。

それでもお断りしようと思い、翌日、津田常務とお会いしたのですが、忙しい中を1時間半以上も相手してくれましたかね。その話の中で、「国に報いる方法は色々あるのではないか。これからは貿易が日本の再建にとって大変やりがいのある仕事ではないか」ということを一生懸命説明してくれました。私は、津田常務が私とまったく対等の立場でお話されるという態度に大変感銘を受けました。終わりのころになると、母親の泣き顔が津田常務の顔にダブってきまして、「それでは、やっかいになります」ということになってしまいました。電話で母親にそのことを話しますと、大変喜んでいたということを思い出します。

<国際関係について>

○ 次に、国際関係について伺いたいのですが、商社ですから仕事全部が国際関係でしょうが、何か印象に残っていることをお話しいただければと思います。

そうですね。そうすると、やはり戦後初めて海外に出たときの経験になりますかね。初めて海外に出たのが昭和26年で、約1年間、パキスタンを中心に、イラク、アデン、東アフリカ諸国などを訪問しました。出発するときは、日本はまだサンフランシスコ平和条約が批准されていませんでしたので、パスポートは日本国旅券でしたが、GHQの添書が付いていました。サンフランシスコ条約が、昭和27年4月28日と思いますが、発効したわけです。それ以後、パキスタンでの移民局などでの扱いが一変しました。このような状態を経験しますと、「ああ、日本は独立したんだなあ」ということを実感しましたね。海外に出ますと、国際社会で認められる国になるには、やはり日本は経済力がなければならないということを考えさせられましたね。

法律に絡んだ話で一つ申し上げますと、昭和48年から4年ほど米国住友商事で社長をしておりました。アメリカは訴訟社会ですから、その時にアメリカの訴訟を経験しました。一例を挙げますと、契約社員の一人の男がいたのですが、ある事情があつて解雇したところ、その男が「まだ何年か使ってもらえるはずだった」と言っていて訴訟を起こしたのです。その男は結構金を持っているんですよ、実際は。しかしですね、陪審制ですからね、その男は裁判になると、よれよれの服を着てくるわけです。いかにも金に困っているという格好ですよ。裁判官は、男が主張するような内容は書類に書いていないと有効でないことになっていると言っているのですが、陪審員は、「そんなことを言ったって、可哀想だから少しは私ってやれよ」というようなことで、こちらが負けたわけです。

陪審制というのは、私個人は、今の日本ではまだまだ時期尚早だと思うのですが、日本で採用するにしても、今話したようなことにはならないように注意しなければいけないのではないのでしょうかね。

- 伊藤会長は、最近では日本の刑事裁判を傍聴することがあると聞いていますが、何か御意見があればお聞かせ下さい。

では、素人の立場で言わせてもらいますかな。傍聴席にいて気付くことはですね、裁判官も検察官も、そして証人や被告人も、声が小さいで

すな。私は、歳は取っているものの耳は悪くないと思っていますが、あまりよく聞こえませんなあ。弁護士さんの声は比較的聞こえているんですがね。声が大きくなならないなら、マイクをきちっと使ったらどうですかね。裁判も開かれた裁判というなら、もっと傍聴席と一緒にあって裁判をやっているというような雰囲気にならなければいけないと思います。小さい声だと、何かコソコソやっているような印象を受けますよ。

そして、裁判官の訴訟指揮というんですか、ハキハキしていた方がよいですね。弁護士がくどくどと意見を言うことに対して、「その判断は裁判所がします」ときっぱりと言う裁判官がいましたが、聞いていて大変気持ちがいいし、威厳もあり、私は非常によい印象を受けました。同じ裁判官が、居眠りしている傍聴席のマスコミの記者に「あなたはずっと寝ている。寝ているんなら出ていけ」と言いましたが気持ちがよかったですね。もっとも、私も眠らないように努力したことを思い出します。

全般的に弁護士さんの声が大きくて、検事さんの声のほう小さいですね。陪審制になったら検事さんの方が負けてしまいますよ。



昭和26年 出張先のパキスタン・カラチの街角

<社会貢献・国際貢献について>

- 最近のアメリカのエンロンやワールドコムの場合は、金を儲けるにしても、どのような手段を使ってもよいというわけではないことを意味していると思いますが、住友商事は、元来そのような精神・伝統を持っていると聞いておりますが。

「君子財を愛す。これを取るに道あり」という言葉を御存知ですか。これは、住友の名総理事と言われた伊庭貞剛さんがよく使われた言葉であります。

伊庭さんは、もともと裁判官をやっておられた方ですが、住友にいられて事業をするというときに、禅書の中に、この言葉を見て、大変この言葉に意を得られ

たようであります。企業は、株主のためにも利益を上げなければならないのは当然です。しかしながら、法を犯したり、人の道に反したりして利益を上げることがあつてはならないというのも当然であります。さらに伊庭さんは、よそ様が何かいいことをやって儲けているからといって、そこへ乗り込んで資本の力を使って周りに既成事業を圧倒するというようなことをしては絶対にいけない、ということまで言われております。別子銅山の公害の問題が起こったときには、「たとえ住友の事業が潰れても害毒は流さない」という方針で対処したというふうに言われております。

また、伊庭さんは「事業の進歩発達に最も害をなすのは青年の過失ではなく老人の跋扈である。」ということを書いておられ、伊庭さん自身、58歳の若さで引退されております。一般にはこのことだけが大変有名でございますけれども、その反対に「老人の経験も大事である」というような意味のことも言われております。物事はそういうもので、立場を変えてみれば、どのような行動をとればよいのか自ずと分かることと思います。

- そういえば、住友商事では国際貢献の一つとして、海外の学生のために奨学金制度を創設していると聞きました。

日本の国際貢献というと、すぐに自衛隊の派遣というような話になるのが平成2年の湾岸戦争以来の傾向ですが、その他にもいろいろな方法があるでしょうし、特に企業でもちょっと発想を変えれば大きな貢献ができると思っています。

その一つが教育への貢献でして、住友商事は海外支店を持っていますが、例えば、インドネシアのジャカルタで支店長が交代するときにパーティーをやっていたのですが、そういうことをやめることにして1,000万円をインドネシアの教育振興のための基金に寄付したわけです。平成3年当時で言えば、その金利収入で毎年大学生20人に一人月額50,000ルピア（3,600円）、高校生60人に一人月額25,000ルピア（1,800円）の奨学金を支払うことができたのです。その後も支店長が交代するたびに基金を追加し、これまでのルピアの暴落にもかかわらず、当時とほぼ同人数に対して奨学金の支給を続けています。

そして、住友商事が商事活動を開始して50周年にあたる1996年に、記念事業の一つとして、アジア17か国の35大学・大学院の学生を対象とした住商奨学金というものも設立し、年間900名の学生に奨学金を支給しています。

最近は同時多発テロ以降、何やら妙な動きになっております。しかし、教育レベルの向上はその国の産業力を高めますし、教育の普及は民主政治を根付かせるでしょう。民主政治が行き渡れば戦争のない平和な世界を作ることにもつながるわけですね。企業の社会的貢献という意味では、重要なことと思っています。

<法整備支援について>

- 法整備支援のために財団を作って協力するという話は、いつころあったのでしょうか。

平成7年6月に住友商事の会長を退いて相談役になっていたときでしたから、平成7年10月ころではなかったでしょうかね。その前年に JICA の枠組みで法務省がヴィエトナムに対する研修をしたということがあり、法務省としてもその後ますますアジアの国々へ法制度の整備の支援をするんだという話がありました。それに民間の立場から協力してくれないかという話でした。その話を聞いたときは、それは非常にいいことだと思いました。これからも国際的な仕事が増えるわけですから、アジア地域の法制度を理解すること、さらにまた、それらの国の法制度の整備をお手伝いをするということは、極めて意義があることだと。

それに対して、私がどこまでやれるのかということもありますし、住商がやるということになると経済的な負担も考えなくてははいけませんからね。私自身はやる気になっていましたが、経団連会長の豊田章一郎さんのところへ行って、こういう話があると話しました。豊田さんから、「相談役でのんびりなさらないで、お国のために役立つことをされた方がいいんじゃないですか。大いにやって下さいよ」と言われまして、「それなら、あなたも手伝って下さいよ」と言って特別顧問を引き受けてもらいました。後に住商も協力することになって、結局、私が財団の会長をお引受けすることになったのです。

三ヶ月章先生にも特別顧問をお引受けいただき、大変御活躍いただいております。あの方は一旦「やる」といったら徹底的にやる方で、大変尊敬いたしております。三ヶ月さんは、よく冗談で「伊藤会長は話が短い、それは株主総会を短時間で終わらせる必要があったからだ。自分の話が長いのは、教授が商売だから」と言っておりますが、今回のインタビューで、少しは私の印象を変えられるかもしれません。(笑)

○ 法整備支援のどういうところに意義があると考えておられますか。

法整備というのは時間がかかると思いますよ。途上国というのは、コネ社会が普通のようなところがありますからね。日本もある面ではそうでしょうが、最後は法律とか司法で解決するという信頼があります。途上国はどうかというと、必ずしもそうではないでしょう。それらの国々をとりまく環境がそうさせているのかもしれないですね。しかし、いつまでもそういうことではいけないわけでしょう。法律が整備されて、それを動かす制度ができ、法律家が育てば、つまり環境が変われば、途上国の事情も改善されるでしょう。まず法律が整備されないことには始まらないわけです。法律を作るのも大変だということは分かっていますから、長期的な仕事であることは分かっています。しかし、地道な仕事を続けていけば、いずれ財産となって、その国にとっても、その国と関係を持つ日本にとっても有益となるわけです。

もともと、環境によっては普通の人間も罪を犯すということを知って矯正や更生の仕事をしようにと思った人間ですし、貿易を通して国に貢献することもできる

と思って住商に入った人間です。その住商には、利益を追求するだけではなく、「財を取るに道あり」の精神がありましたし、国際貢献として奨学金でアジアの学生教育に協力してきたわけです。法整備支援は、これらの活動につながるものと考えております。いわば新しい世界ですから、老人の跋扈ということでもないでしょう。(笑)

私でお役に立てるならと思って、これまで活動してきたわけです。

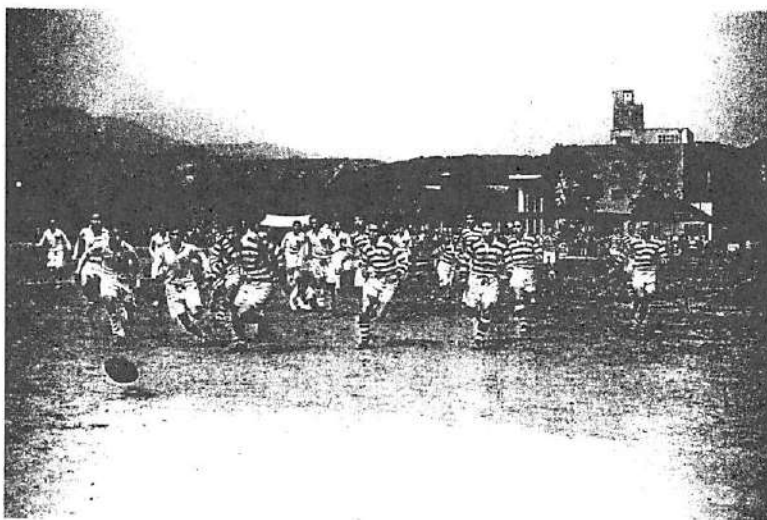
○ 法整備支援の今後のことについて、何か御意見をいただければと思います。

意義のあることなのですが、現在、日本の経済はよくありませんからね。財団の活動資金は、住商を始め多数の会員企業の寄付金によってできているわけです。財政的にはなかなか厳しいものがあります。しかも、長期的な仕事と分かっている、こう不況が長引いては、やはり企業としても苦しいわけですね。経済界にいましたから、その辺りはよく分かっております。それだけに御協力いただいている会員企業には深く感謝しているわけです。

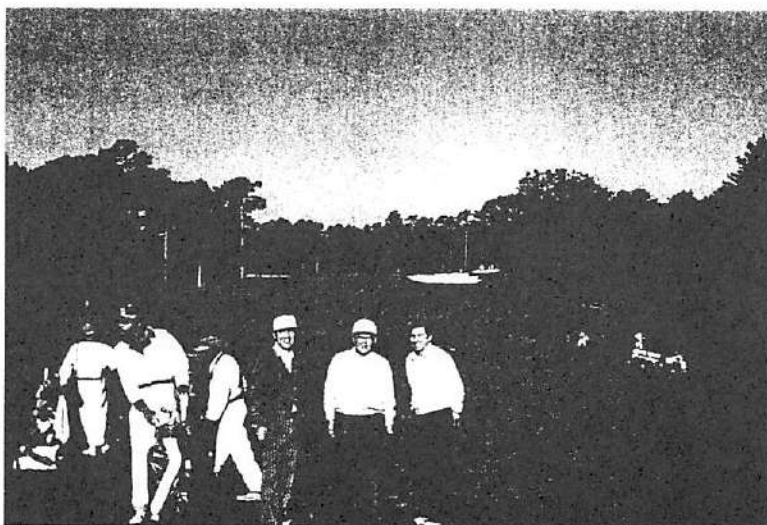
そこで、国としても、もっとサポートしていただけるとありがたいと思います。政治家にこういうことを理解してもらうことも必要でしょうね。まあ、法務省に対する人や予算の話になるのかもしれませんが、そういうことに限らず、何かこう業務全体を組織的というか、広い裾野を持った支援体制というものができればいいのではないかと考えています。

それから、このICD NEWSという雑誌についてですが、貴重な情報なので法務部の人は読んでくれていると思いますが、忙しい会社の偉いさんが読めるように、もうちょっと薄くしてくれるとありがたいですね。まあ、それぞれに御方針があるかと思いますが、この点は気にしないで結構ですが。

長い時間ありがとうございました。貴重な話をお伺いできて大変参考になりました。まだまだお聞きしたいこともあります。それこそICD NEWSが更に厚くなってしまいますので、今回は、ここまでとしたいと思います。今後ともICCLCその他各方面での御活躍をお祈り申し上げます。ありがとうございました。



一高時代、対三高戦（先頭でボールを追いかけているのが伊藤青年）



オーガスタゴルフクラブでの近影（左）

＜第二部＞

講演(論考)

中日知的財産法制度の比較と展望

弁護士・弁理士 魏啓学



2004年12月8日法曹会館富士の間にて開催された東京講演会で講演中の魏啓学先生

中日知的財産法制度の比較と展望

弁護士・弁理士 魏 啓学
北京林達劉知識産権代理事務所

一 問題提起の背景

1 中日両国知財関係の現状

全体から申し上げますと、中日両国の知的財産関係はうまく行っています。特に、2000年以降、中国の知財法律の改正が成立してから、両国の法制度には、異なるところが残っているものの、共通点がさらに増えたことは事実であります。法改正や模倣品対策の強化により、中国で設立された合弁会社、独資会社や技術移転の件数が着実に増え続けていることに伴って、中国への特許出願と商標登録出願は大幅に増えております。

この点については、下記の諸表をご参照願います。

表1 2003年度中国特許出願件数の統計

表2 2003年度に中国へ特許を出願した件数の多い外国企業（上位10社）

表3 2003年度に中国へ特許を出願した件数の多い国（上位10国）

表4 特許出願歴年統計（1997年～2003年）

表5 商標登録出願歴年統計（1979年～2003年）

表6 2003年度まで中国で商標登録を受けた件数の多い国（上位10国）

中日両国の弁理士や弁護士及び企業の知財担当者は、長年交流を続けており、両国の特許庁長官も、両国制度の違いから生じた諸問題や模倣対策について定期的に意見を交換しております。

現在まで中国へ進出した日本企業はますます増えており、中国で設立された合弁会社や独資会社は2万社あるといわれています。これらの会社は、中国の経済の発展に対しても、日本の経済発展に対しても、ますます大きな役割を果たしており、中日両国は「共生」の関係で結ばれております。

2 中国の模倣品対策

中国では、他社、特に外国会社の製造品を模倣する事件が多発していることは事実です。これは外国の会社に損害を与えており、中国の会社、中国の消費者にも損害を与えており、また、中国産業の発展にマイナスを与えております。一説では、中国政府は模倣品の製造、販売を容認しており、模倣品の輸出を奨励しているともいわれています。しかし、これは真実ではありません。

実際には、中国政府は、80年代からかなり模倣品の摘発、知的財産権の保護に力を入れて来ました。例えば、中国商標局の発表では、2003年度、中国各地方の工商行政管理機関は、合計で26,488件の商標権侵害事件を摘発し、侵害者に2,42億元の罰金を科し、刑事事件として52人を裁判所に移管しました。各地方の特許管理機関は、2003年度に1,517件の特許紛争事件を受理し、特許を偽った事件を1,873件摘発し、他人の特許を盗用した事件を164件摘発しました。11月初旬に日本を訪問した中国最高裁判所の知的財産裁判廷廷長の蒋志培裁判官の発表によれば、中国各地方の裁判所が2003年度に一審と二審の事件として受理した知的財産関係の事件は9,271件、そのうち、特許関係事件は2,110件、著作権関係事件は2,453件、植物新品種関係事件は100件ありました。国際事件は、全体の約3%弱、約270件、そのうち、日本関係の事件

は94件、香港関係の事件は58件、台湾関係の事件は42件ありました。2003年度に、刑事罰を受けた人は551人、懲役5年は12人、5年以下は253人、拘役等の刑罰を受けた人は325人おります。

3 日本の知的財産戦略への中国国民の理解

率直に申し上げますと、日本が知的財産戦略を制定したこと及び知的財産戦略の内容については、中国では、思うほど知られていません。主管各機関及びごく一部の企業は知っています。しかし、知っている内容は限られていて、日本は80年代のアメリカにならって「知財立国」とのスローガンを出し、知財戦略をもって日本経済の活性化を図り、知財戦略の名目で中国の輸出を止めさせようとしているというイメージです。

日本の事情に詳しい人々の間では、日本国内においては知財戦略は日本の産業に変化をもたらすかもしれませんが、国際部分においては必ずしも思うほどうまく行かない、特に中国との関係においては日本の今までの姿勢はうまく行くはずがなく、逆に、中国と対決する関係に導くおそれがあるといわれています。そうなりますと、中国という巨大な市場を失わせることにつながるリスクを伴いますので、日本にとっては大変危ないと評論されています。

知日派としての意見は、対中国の部分は修正すべきだと考えています。現時点においても、事実上修正されているのではないかとイメージを受けています。

二 中国知財制度の歩み

- 1 1949年～1979年 計画経済時代
- 2 1980年～2000年 市場経済へ移行する時代
- 3 2001年～現在 市場経済時代
- 4 提言

1980年代から計算しますと、中国が国際開放を始め、計画経済をやめて市場経済へ移行してから、わずか20数年しか立っていません。しかも、人口も多すぎて、中部地方と西部地方の経済は、思うところより遥かに立ち遅れています。国民に少し余裕ができた地方は、沿海地方や北京と上海といった大都会に限られています。本当にお金持ちになった人はごくわずかです。人口の1%にも達していません。このため、今の日本の経済発展段階の基準で今の経済発展段階にある中国に要求をしたら、うまく行くはずがないので、むしろ、中国と絶えず交流しながら徐々に影響を与えて、共通した理念を生じさせるため協力していただいた方が、両国の利益になると確信します。

三 知財法の位置付け及び変化

- 1 1949年～1978年

「知的財産」という言い方がなく、知的財産を財産とする考え方ありませんでした。「商標管理条例」はありましたが、主に行政管理の観点から制定したものです。

- 2 1978年～1992年

この段階に中国では経済立法が活発化していたため、知財法律を経済法の一部として位置付けました。このために、知財関係の訴訟事件は各裁判所の経済裁判廷で扱われていました。

- 3 1993年～2001年

知財関係の事件が多発し、法改正も行われ、国内産業はある程度基盤ができてい

て、アメリカ等諸国からのプレッシャーがあったため、知的財産が重要視され、一部分の裁判所に知的財産裁判廷が設立されました。

この段階では、「知的財産法律」は独立した体系として形成されつつあるとのイメージがあり、一部分の大学で知的財産の授業が設けられています。

4 2001年～現在

長年の模索を経て、昔から受けてきた大陸法の影響により、基本的にはやはり民法の考え方で知財法律を考える出発点に戻って来しました。このため、最高裁判所及び一部分の下級裁判所は、せつかく設立された「知的財産裁判廷」を「民事第三廷」に改名しました。

5 提言

中国の知財法律を考察するときには、中国の知財法律は独立した系統になっていないため、やはり民法の考え方で中国の知財法律を考えた方が良いと思います。

四 法の目的

1 特許法

特許法第1条によれば、発明創造の特許権を保護し、これをもって、発明創造の研究と開発を奨励し、発明創造の産業化を図り、最終目的は、経済の発展を図ることが特許法の目的となります。

2 商標法

商標法第1条によれば、商標への管理がまず強調され、その次に商標権の保護が挙げられ、その目的は、商品又はサービスの品質を保証させるところにあり、さらに、これをもって、消費者の利益を守るところに重点を置き、最終目的は経済の発展を図ることです。

3 不正競争防止法

不正競争防止法第1条によれば、経済秩序の維持が最重点に置かれ、そのために不正競争行為を止めさせ、その目的は消費者の利益を守るところにあります。

4 行政公務員の役人意識

昔から、中国では科挙制度が約2千年続いて来しました。参加者は、科挙に受かりますと直ちに役人になり、人民を支配する地位に置かれました。このため、中国の公務員は、役人意識が強かったといえます。特に、新生中国が誕生して以来、中国では、長年、裁判所よりも行政機関の役割が強調され、数十年にわたって行政機関はすべての面で主導的地位にありました。このため、現在でも、中国の公務員は、ごくわずかの人を除き、必ずしも、自分は国民の税金で飯を食べていて、十分に国民のためにサービスを提供し、国民の利益のために尽力しなければならないとは考えていません。このような考え方で、各地方では、公務員（特に課長クラス以上の役人）が農民や市民をいじめる事件が多発しています。

このような役人意識は、上記の各法律の目的からもうかがえます。

5 提言

日本特許庁は、アメリカ特許庁にならい、出願人、権利者のためにサービスを提供すべきである、というように認識が大きく変わってきて、そのような認識が浸透しつつあるとのイメージを受けています。

中国の各主管官庁では、徐々に変わっているものの、基本的には変わっていないと思われます。

このようなことから、中国の法改正を促し、特に知財保護の強化と改善を促進するためには、裁判所だけとの交流では十分ではありません。必ず各主管官庁と十分に交流しなければなりませんので、気をつけていただきたいと思います。

五 法律の構成

中日両国の知財法律を比較しますと、以下のような幾つかの相違が見られます。

1 法条文

日本の特許法や商標法の条文数は多く、特許法が二百数十カ条、商標法が百数十カ条あり、細かい点についても定めています。しかし、中国では、法条文数が少ないです。特許法はわずか69カ条、商標法は64カ条しかありません。

2 施行細則

日本の各法律の施行細則の条文数は少ないです。特許法や商標法の施行細則は数十カ条しかありません。しかし、中国の各法の施行細則の条文数は多いです。例えば、商標法施行細則は59カ条、特許法施行細則は122カ条あります。

本来法で定めるべき事項は、施行細則において定めております。法改正後にかなり改善されましたが、特徴として、依然、残っています。

3 司法解釈

日本の最高裁判所は、法条文の解釈を今までに出していませんが、中国の最高裁判所は、法条文の明確でない問題について解釈をしたり、法律では定めていない問題について法の補足をしたり、地方裁判所から上がってきた問題について通達又は回答という形で、いわゆる司法解釈を数多く出しております。

これらの司法解釈は中国の各法律の一構成部分になっているため、各裁判所の裁判官は事件の審理に当たって直接に法的根拠として引用し、適用することができます。これは、中国の法律制度の一大特徴となっています。

例えば、裁判所の管轄範囲、提訴の主体、仮処分、証拠保全、損害賠償金額の計算、時効、侵害の判断などについて、最高裁判所は司法解釈をしております。

4 判例

日本は「判例の国」と言われています。つまり、後の訴訟事件は前の判例に従うということになります。中国では、前に言い渡した判決はその後の判決の参考にはなりますが、これに従わなければならないということにはなりません。また、最高裁の判例は、下級裁判所に対して指導的意義を持つこととなりますが、絶対に従わなければならないという関係でもありません。

5 提言

中国の法制度を考察し、又は裁判や行政庁による摘発を提起する際には、中国の今までの判例よりは最高裁が発行した司法解釈や通達又は回答を法的根拠とし、また行政主管機関が発行した通達等を参考とするという法的ステップを進め、十分に両国の法制度の違いに注意していただきたいと存じます。

六 行政主管機関

1 主管機関の管轄

日本で知的財産関係の行政主管機関といったら、まず特許庁です。模倣品の取り締まりは警察庁になります。しかし、中国の事情について同じように考えましたら間違いです。

中国では、知的財産権は、その種類により、各行政主管機関に分轄されています。例えば、中国知的財産機関は、実際には特許庁であり、発明、実用新案、意匠の出願の受理、審査、審判等を担当しております。

中国商標局は国家工商行政管理総局の一部門として、商標登録出願の受理、審査等を担当し、商標審判は中国で国家工商行政管理総局の一部門として商標審判委員会が担当しています。

不正競争は、同商工行政管理総局の管轄になります。

著作権は、中国著作権局の管轄になります。

2 分轄によりもたらされた問題

上記のような分轄により、下記のような問題が生じています。

- ① 各法律における共通問題についての定めが必ずしも一致していない。一部の用語も統一されていない。
- ② 模倣品対策で全国で統一した指導を行うために、別にこれらの主管機関の上に指導機構を設けなければならない。
- ③ 国際会議への参加について、協調作業を行わなければならない。
- ④ 各法律の改正をまとめることが難しく、別々に改正作業を進めなければならない。

3 主管機関の統合と統一知財法典の立法

80年代の後半に、各主管機関を統合させて内閣の一部門として「知的財産部」（日本語でいえば「知的財産省」）を発足させるべきだとの声が強く、これを受けて、内閣では統合作業を進めてみましたが、互いに譲り合いもせず、各地方の出先機関を全部統合させるために困難が多かったため、成功に至りませんでした。

90年代の中頃には、一部の学者が統一した知的財産法典を作るべきだと呼びかけましたが、同様に成功に至りませんでした。

現状では、中国の知的財産分野では、縦割りのつながりが強く、横断的なつながりが弱いです。

4 提言

上記の事情により、中国全体の知的財産の状況を掌握し、中国の法改正を促進し、特に中国で模倣対策を実施する際には、下記の各主管機関へ提起し、各主管機関とおつきあいをしながら、絶えず主管機関の統合を促進した方がよいと思います。

七 紛争解決ルート

1 特許侵害事件

特許侵害事件が発生した場合には、現行法によれば、中国知的財産権局へ提起すべきではなく、各地方に設けられた94の特許管理機関（一部の地方では「知的財産管理局」と改名されている。）に訴えを提出しなければなりません。

これらの機関は、調査した上、侵害となるか否かを認定することができ、侵害行為を差し止めることができますが、相手の当事者がその処理決定に不服があれば、裁判所へ提訴することができます。また、相手の当事者が期間を経過しても特許管理機関の処理決定を執行しなかった場合には、特許主管機関は裁判所に強制執行を求めることができます。

2 商標侵害事件

各地方の工商行政管理機関に摘発を請求することができます。現在、95%以上の商標侵害事件はこのような機関に提起され、侵害行為を効果的に抑えています。もちろん、主管機関の処理決定に不服があれば、裁判所へ提訴することができます。

3 不正競争事件

基本的には、上記の1、2と同じく、裁判所ルートと行政機関ルートがあります。行政主管機関として、国家工商行政管理総局の下に各地方において「公平交易局」（公正取引委員会に相当する。）が設けられ、その地方の不正競争事件の取り締まりを担当しております。

もちろん、直接に裁判所へ提訴することもできます。

4 著作権事件

裁判所の他に、行政主管機関として、各地方の著作権（中国では、「版權」と言う地方もある。）管理局へ提起することもできます。

5 W T O加盟によりもたらされた変化

前記のごとく、今までは、中国では行政主管機関はすべての面で主導的地位にありました。しかし、鄧小平の時代、特にW T Oに加盟してから、状況は徐々にではありますが変わりつつあります。つまり、行政主管機関の役割は段々に弱まり、その代わり、裁判所の役割はだんだん強く、大きくなっておりま

す。一方、裁判所は絶えず改革を行い、制度の客観化を図り、専門裁判廷を発足し、裁判官の育成や裁判レベルのアップに力を入れるなどの努力を続けている中、裁判所へ提訴された事件が増えています。

現状では、裁判所ルートと行政ルートの比率は、特許事件は半々、商標事件は、主管機関は95%、裁判所は5%、不正競争は約半々、著作権事件は、大半は裁判所、一部は行政機関へ提起されています。

6 仲裁・調停

上記の訴訟ルート、行政ルートの他に、中国では、仲裁方式、調停方式も利用されています。侵害事件については仲裁方式はほとんど利用されていませんが、合併事件、ライセンス契約、権利の譲渡などについては、仲裁にかけられています。

最近、中国では、調停方式の利用が強調されています。中国は既に20か国又は地域と調停方式の利用に関する取り決めを結び、中国と諸外国の企業に推薦しております。

現在、中国には180ぐらいの仲裁機関が設けられており、商事関係の紛争の解決の面で大きな役割を果たしております。

7 提言

中国で模倣対策を講じる際には、差し止めをメイン目的とすれば、行政主管機関を利用した方がよいでしょう。もし、差し止めだけでなく、損害賠償を中心として考えれば、最初から裁判所へ提訴した方が良いでしょう。

要するに、上記の各種ルートのどちらかを利用するかについては、各ルートのメリットとデメリットを把握した上で決めていただいた方が良いでしょう。

八 水際措置

知的財産権への保護を強化し、投資環境をさらに整備するために、中国は早くも1995年に「知的財産税関保護条例」を制定、実施しました。

この条例によれば、中国で成立した特許権、商標権などについて税関本部で登録をしますと、税関本部がオンラインで全国各地方に設けられた税関に知らせます。そして、模倣品が税関を出入りしますと、その税関が権利者と輸出入業者に通知します。もし、当事者間でそれは模倣品であることについて意見の相違がなければ、税関は、それは侵害品として、その通関を認めません。また、当事者間で意見の相違がある場合には、当事者が政府主管機関又は裁判所に訴え、結論が出されれば、税関がその結論により通関をさせるべきか否かを決めます。

知的財産権が税関本部で登録を受けてから7年以内は、各税関が責任をもってその権利にかかわる模倣品の出入りをチェックしてくれます。もちろん、申請すれば、この期間を延長させることができます。

あらかじめ税関本部で知的財産権の登録を受けなくとも、税関における保護を受けられますが、やはり、あらかじめ登録していた方が、より権利者に有利になります。

もし、当事者間で意見の相違が生じ、権利者がどうしてもその貨物を抑えたい場

合、その貨物の価値に相当する担保金を寄託しなければなりません。

逆に、輸出入業者がどうしても通関させたい場合、その貨物の価値の2倍に相当する担保金を寄託しなければなりません。

それが侵害品であると判明した場合、税関はその貨物を没収してからそれを廃棄するか、又は公益のため競売するか、又はそれを処分します。

もちろん、税関の処分決定に不服があれば、裁判所に訴えることができます。

日本の税関では、輸入貨物のチェックに力を入れてはいますが、外国へ輸出する貨物に対してはあまりチェックしていません。これに対して、中国の税関は、輸入と輸出に対して全部チェックしております。

輸出にかかわる貨物は外国企業の知的財産権を侵害したものが多いのではないかとの説がありますが、実際には反対です。輸出にかかわる貨物の9割以上は、中国企業の知的財産権を侵害したものです。

実際には、税関で発生した事件については、商標権、意匠権、著作権を侵害したケースが多く（約8割）、特許権を侵害したケースは少ないです。これは、特許にかかわる製品は水際で判断することが難しいということと関係があると思います。商標権の侵害は判断しやすいです。

現在、税関本部で登録されている件数は、約3,000件です。

九 特許制度の構成

1 立法と審査制度

日本は、発明、実用新案、意匠について別々に立法し、別々に審査をしています。この点で中国と違うため、注意していただきたいです。

中国では、上記の三種類の客体の権利を全部特許といいます。発明の特許出願については審査制度を実施し、実用新案と意匠については、無審査制度を採っています。しかし、法律は同一の法律です。

2 裁判所への提訴

実用新案と意匠は無審査制度を採っているとはいえ、審決に対しては提訴することが認められないということではなく、法改正により裁判所へ提訴することが可能になったため、審決の通達を受けた場合、ぜひこの点にも注意していただきたいと思います。

3 提言

同じく特許といっても、内容的にも種類のにも権利の確実性が違うところに注意していただき、特に、中国では特許出願が大幅に増えており、審査が追いつかないという点を考慮に入れた上、できるだけ早めに中国へ出願を提出し、確実な権利を確保することが、中国への進出のためのより有利な要件を作ることにつながると思います。

十 損害賠償

1 前言

損害賠償に関する法条文については、日本は平成10年に改正を施しました。改正により、損害賠償の金額の計算方法、金額を計算する基準、権利者の実際の製造販売能力などについてより合理的になり、より権利者に有利になっていますが、基本的には、やはり「穴を埋める主義」（補填主義）に支配されており、三倍賠償には至っておりません。その理屈は、損害賠償は民事上のことであり、罰、つまり懲罰を与えることは刑事上のことであるというものであり、当面、侵害者に懲罰的な損害賠償を命じることができないでいます。

中国は、これまで、権利者が請求する損害賠償については「補填主義」を取ってきました。しかし、アメリカの三倍賠償の考え方の影響を受けているかもしれませんが、知的財産権への保護が強調・強化される中で、損害賠償についての考え方が徐々に変わっていると思われます。つまり、「補填主義」の束縛を突破し、侵害者（特に悪質な侵害者）に懲罰的な損害賠償を命じて良いとの方向へ変わりつつあります。

その理屈は、下記のとおり挙げられています。

- ① 懲罰的な損害賠償を与えれば、効果的に侵害行為を制止することができ、今後発生しうるその他の侵害者に対する警告になり、侵害事件の減少につながり、権利への保護の強化につながる。
- ② ライセンスが成立した場合、ライセンサーとライセンシーが苦勞して交渉を重ね、高額のコストをかけて、ようやく契約締結に至るのに対して、侵害者が何の苦勞もしないで、安いコストで簡単に模倣し、それが発覚したとしても、ロイヤリティー程度の損害を賠償するだけで済んでしまうことは合理的でなく、これは実際には侵害行為を奨励する結果につながる。

2 計算方式

日本とほぼ同様で、つまり、侵害者の不法所得又は権利者の受けた損害、あるいはロイヤリティーを基準として計算することができます。

3 司法解釈

商標法、特許法の改正後に、最高裁判所は損害賠償金額の計算について下記のような解釈をしています。要点は下記のとおりです。

- ① 基本的には、上記の三方式のいずれかにより計算する。
- ② 侵害者の侵害品の利益率が不明な場合には、権利者の権利品の利益率で計算することができる。
- ③ 権利品の減少数量が不明な場合には、侵害品販売数量で計算することができる。
- ④ 損害賠償には、合理的な弁護士報酬及び権利者がその事件のために支払った合理的実費を入れることができる。
- ⑤ 悪質な侵害行為の場合、ロイヤリティーの二倍又は三倍に相当する金額を損害賠償の金額とすることができる。
- ⑥ 上記の三方式で計算が難しい場合、侵害が悪質なものであるか否かを勘案して、5000元以上、最高50万元（650万円に相当する。）までの賠償を命じることができる。

4 提言

- ① 正しく損害賠償を請求するためには、日頃から侵害の証拠、計算の証拠や資料等を集め、侵害者に関する資料、特に悪質な侵害行為であるか否かに関する資料等を集めることをお勧めします。
- ② 日本は「プロ・パテント」のスローガンを打ち出し、「知的財産による立国」を目指して知的財産戦略を実施しておりますが、損害賠償に関する法条文は、どうもプロ・パテント政策や知的財産戦略に合っていないと思います。やはり、アメリカにならって、三倍賠償ではなくとも、もう一歩前進し、懲罰的損害賠償の支払いを命じ、さらに特許権者に有利な方向に改正することを提案申し上げます。

十一 優先審査制度

中国特許法には優先審査に関する条文が置かれていません。「審査ガイドライン」

には、国の経済の発展に重要な意義を持つ発明の特許出願は優先審査して良いという内容しか書かれていません。実務では、政府主管官庁から重要な意義を持つことに関する証明書を発行してもらって、特許庁へ持参して手続きをすれば、優先審査は可能になります。しかし、実際には、国内の発明に対しては数件優先審査を実施しておりますが、外国の発明はほとんどこのような特典はもらえません。

この点について、日本の特許制度又は意匠制度と違うことに注意していただきたいと思います。

実際には、侵害事件が発生し、合併会社を設立し、又は技術移転を行う場合などに、優先審査を必要としております。このため、引き続き中国特許庁に働きかけ、十分な理由を示して説得して、まず、優先審査制度の樹立を促進した方が良いと思います。

十二 職務発明

1 前言

中国の特許制度の歴史は浅く、産業は発達していないため、特許制度発足の1985年から2000年まで、非職務発明の特許出願件数は職務発明の件数よりずっと多かったです。しかし、2001年から状況は変わってきました。現在、職務発明の特許出願件数は非職務発明の特許出願件数をはるかに超えています。

詳しくは、表1及び表7をご参照願います。

表7 中国国内職務発明と非職務発明の出願件数

2 法条文

日本では、職務発明の扱いについては特許法第35条に定められております。この2、3年、職務発明の扱い、特に相当の対価について重要な事件が多発し、最高裁が判決を言い渡したため、法改正が行われたことを知っております。

中国の特許法は、法の第6条、施行細則の第11条、第12条及び施行細則の第6章において、日本より細かいところまで規定を置いております。特に第6章の4か条は、全部発明者に相当な対価（報奨金）を支払うことに関する条文です。

比較しますと、中日両国の職務発明の扱いは、下記の諸点で似ている部分もあり、違う部分もあります。

(1) 似ている部分

- ① 発明者に対価（報奨金）を支払わなければならない。
- ② 特許出願願書に発明者の名前を記載しなければならない。
- ③ 職務発明の成立要件はほぼ同じである。

(2) 違う部分

- ① 日本では、発明は最初は発明者に帰属し、会社は発明者から承継することができる。中国では、発明は最初から（原始的に）会社に帰属することになっているため、承継や譲渡の手続きは不要である。
- ② 中国では、職務発明であっても、その帰属は会社と発明者との契約による約束に従うことができ、場合によっては、発明者に帰属することも考えられる。
- ③ 日本は、「相当な対価」については具体的な定めがなく、当事者の交渉に任せている。もし当事者間でトラブルが発生して、妥協が成立しなかった場合には、最終的には裁判所が判断することになる。

中国では、「相当な対価」について細かく定めています。

例えば、会社の義務として、出願段階では、発明は2000元（約32,000円）以上、実用新案又は意匠は500元（約8,000円）以上、社内で実施した

場合、特許、実用新案は納税後の利益の2%以上、意匠は0.2%以上、他社にライセンスを与えた場合は、納税後のロイヤリティーの10%以上を支払わなければならないこととなっています。

3 紛争

中国特許法では細かいところまで定めているにもかかわらず、中国では、職務発明に関連する紛争として、権利の帰属・報奨の金額、利益の分配などに関する事件が裁判所や特許管理機関に多数提起されています。

4 外資系企業への適用

中国で設立された外資系の会社は、特許法施行細則第77条によれば、100%中国の資金の会社に関する上記の規定を参照することができます。

5 提言

- ① 外資系の会社としては、トラブルを未然に防止するために職務発明の扱いや対価の支払い、ノウハウ及び営業秘密の保護について、あらかじめ「労働規則」や労働契約に細かい規定を置いた方が良いでしょう。
- ② 日本の職務発明に関する判例を読み、また日本の企業の職務発明の扱いの実情を見ますと、日本はもう「法人発明」に近づいていると思われます。例えば、企業の実際においては、職務発明が開発された時点で承継の手続をしなくても、承継があったとの扱いをしている会社もあります。職務著作物に関する法条文、企業の実務、会社の利益と発明の利益のバランス、頻繁に争われている問題の解決、手続の簡略化などを考慮すれば、日本はもう一回大胆に特許法第35条に改正を施すことを提案申し上げます。

案の要点は、下記のとおりです。

- A. 職務発明は最初から（原始的に）その企業に帰属させる。
- B. 特許出願願書等の書類に発明者の名称を記載する。
- C. 発明者に名誉上の表彰を与え、相当な対価を支払う。

この案により改正すれば、メリットだけあり、デメリットがないと思われます。

十三 著名商標認定制度

1 法改正前の認定制度

2001年商標法の改正前に、1996年8月に「著名商標の認定と管理に関する暫定規定」を制定したことがあります。この認定制度の時代には、合計で196件の著名商標を認定しましたが、外国の商標が一件も入っていません。特にこれといった理由が示されていませんでした。

この制度と並行して、商標権への保護を強化し、WTO加盟の環境作りをするために、「重点保護商標」制度を実施したことがあります。重点保護商標として280件認定いたしました。そのうち外国の商標は約150件あります。外国の商標のうち、日本の商標は40数件あります。

2001年改正商標法の施行に伴い、上記のような著名商標認定制度は終止符が打たれ、新しい認定制度に切り替えました。重点保護商標の認定制度は廃止されました。

2 改正後の認定制度

新旧認定制度を比較すると、下記の諸点で違います。

- ① 旧制度下では、一回に数十件、百件以上まとめて認定していたが、新制度では、事件ごとに認定しており、まとめて認定しない。
- ② 旧制度下では、侵害事件などの事件がなくとも認定を申請することができ

たが、新制度では、事件がなければ認定してくれない。

- ③ 旧制度下では、一回認定されたら、三年間有効であったが、新制度では、原則として認定の効力はその事件に限られるということになるが、相手（例えば侵害者）が前の認定を認めてくれれば改めて認定を申請する必要がある。
- ④ 旧制度では、認定機関は中国商標局しかなかったが、新制度では、中国商標局、商標審判委員会、裁判所、いずれも認定することができる。
- ⑤ 旧制度では、登録商標についてしか認定できなかったが、新制度では、未登録の商標について認定することもできる。
- ⑥ 旧制度では、商標同一、商品同一の場合も認定していたが、新制度では認定してくれない。その理由については、明らかに侵害になり、ちゃんと権利を行使することができるから認定する必要がないと商標局が解釈しており、裁判所も同様に解釈している。

商標局と裁判所は、改正商標法第13条について、表8のごとく解釈しております。

3 最近の認定状況

2001年改正商標法を施行してから現在まで新認定制度により認定された商標は91件あります。

その内訳は次のとおりです。

商標局認定：69件

商標審判委員会認定：11件

裁判所認定：11件

商標局認定の69件のうち、アメリカの商標は8件、フランス1件、イギリス1件、スイス1件、イタリア1件、ドイツ1件です。

商標審判委員会認定の11件のうち、国内企業の商標は8件、他国企業の商標は3件です。

4 中日両国法制度の違い

認定機関が事件ごとに認定する点で、両国は似てはいますが、下記の諸点で違います。

- ① 日本には防護標章制度があるが、中国にはこのような制度がない。
- ② 日本の認定はパリ条約と一致しているが、中国は必ずしも一致していない（例えば、表8の③の場合。）。

5 提言

著名商標の認定制度について、さらに中国の諸認定機関と交流し、下記の諸点について、引き続き、働きかける必要があると思われます。

- ① 防護標章制度の導入
- ② 表8の③の場合にも認定する。
- ③ 認定の効力を適当に延長させる。
- ④ 商標権と商号権との抵触関係を早急に解決させる。

十四 商品形態の保護

1 商品形態の保護に関する法律

現在、中国では、商品形態の保護に関する法律は特許法しかありません。不正競争防止法は、商品の形態に保護を与えません。

つまり、中国で商品の形態について保護を求める場合は、特許法に従い、意匠特許の登録を出願しなければなりません。

2 不正競争防止法と商品の形態

不正競争防止法第5条第2項によれば、有名商品の特有な名称、装飾が模倣された場合は、保護を求められます。このような模倣行為は不正競争行為になります。

3 民法第2条

上記の中国の法制度の現状にかんがみ、最近、日本の企業や弁理士は、特許法の他に、日本のような不正競争防止法による保護を中国に求めています。

中国特許庁、裁判所、最高裁は、何回も同様な解釈をしております。解釈の際に、最高裁判所は、上記のような場合には、民法第2条（誠実で、信用を守る）による保護を求めることを示唆したことがあります。しかし、今まで、このような事件がないため、最高裁判所は自分の見解を発表していません。もしも具体的な事件があり、しかも最高裁まで提起できれば、最高裁が検討した上で司法解釈をすれば商品形態への保護の道が開かれると期待しております。難しいことは難しいですが、やってみる価値はあります。

4 提言

上記の事情にかんがみ、中国に新しい保護の道を求める一方、中国に進出する意思があれば、早めに意匠を出願した方が現実的方策だと思えます。

十五 意匠類似判断

1 前言

意匠の類似判断は、ホンダ等のスクータ意匠侵害事件で、中国では一時的には話題となり、裁判所は自分の見解を示したことにより、中国特許庁の意匠類似判断基準の部分改正につながりました。

2 主体

今までの判断基準は、「一般の消費者」を判断の主体として来ましたが、判断基準の改正後においては、「消費者」という言い方は変わってはいませんが、判断基準は「ある程度その商品について常識を持っている人」に変わりました。

3 創作説と混同説

日本では、裁判所は創作説、特許庁は混同説をとってきましたが、最高裁は判例により見解を示したため、日本全体は創作説へと変わりつつあるとうかがっております。

中国も同様な傾向にあり、現在、考え方はまだ固まっていますが、徐々に創作説へと移行しつつあります。現在の段階は折衷説にあります。

中国の考え方が変わったきっかけは、ホンダ意匠侵害事件です。簡単に申し上げますと、経緯は下記のとおりです。

ホンダが中国のある企業に対して侵害訴訟を提起したところ、侵害者は無効審判を起こしました。理由は、ホンダ製造のスクータの意匠は先行意匠に類似しているということです。審判では、ホンダが負けました。一審裁判所で、また負けました。ホンダは、日本の優秀な弁理士の指導の下に、自分の言い分が正しいと信じて、あえて北京市高等裁判所へ提訴しました。

結論的に申し上げますと、ホンダは逆転勝訴しました。北京高裁は、次のように判示しました。

すなわち、両意匠を全体観察しても、要部観察をした場合に得られたイメージが依然として強く残っていれば、両意匠は非類似といわざるを得ない。そうしなければ、すべてのバイクは類似することになる。これは、特許法の発明開発と先行意匠への改良を奨励するという目的に合わなくなる。もちろん、観察する人は、バイクについて一定の常識を持たなければ、バイクの意匠の類似を判断できない。

北京高裁の判決は、結果的には特許庁の意匠類似判断基準の改正につながっていききました。将来的には、創作説への移行、部分意匠の導入につながることで注目されています。

4 提言

中国の意匠類似判断基準の改正は、中日両国の弁理士や弁護士及び企業間の長年にわたる交流の賜物だと思います。このような交流がなければ、このような結果はあり得ません。このために、今後とも、意匠の類似判断について交流が続けられていくことを希望します。

十六 裁判官、公務員の任命制度

1 裁判官

現行制度では、司法試験に合格し、司法研修を終えてから、その地方の人民代表大会（地方自治体の議会に相当する。）、最高裁の判事は全国人民代表大会（国会）常務委員により任命されています。

これは、この2、3年のことであり、これまでは、公務員と同様に採用されてきました。

2 公務員

国家の統一した公務員試験制度が設けられていません。現在、各政府機関は自分で試験を行い、優秀な者を採用しております。もちろん、各政府機関の公務員人数は人事院（中国では人事部という）で決めております。

3 転勤制度

現在、中国の裁判官、検事及び公務員は、日本のように「転々して上がる」制度がありません。任命（採用）されますと、特別な場合を除き、退職するまで同じところで勤務します。日本のような「転々して上がる」制度を導入すれば、奥様の就職や子供の教育の問題などの解決は難しくなります。

最高裁判所の判事補は地方へ出向し、地方裁判所の実務経験を経なければ、最高裁の判事に任命されないという実務的なやり方をとっています。しかし、これは裁判官転勤制度ではありません。

4 任命制度と模倣対策

確かに、一部分の地方では、権利者が模倣対策で摘発を請求し、又は提訴する際に、地方の裁判官や公務員ができるだけ口実を作って、その地方の企業の利益をかばうといういわゆる「地方保護主義」があります。しかし、これはあくまでもごくわずかの者で、すべての裁判官や公務員が「地方保護主義」をとっているということではありません。中国政府及び地方政府は、できるだけ裁判官や公務員の地方経済への癒着を防止し、地方保護主義の排除に力を入れています。何か、これを完全に排除できる方法がないのかを模索しています。

5 裁判委員会等について

中国では、知的財産の裁判を含めた民事裁判制度は、二審制を採っております。裁判においては、合議体により審理を進めます。陪審員制度がありますが、知的財産の訴訟事件はあまり陪審員を利用しておりません。複雑な事件の場合には、日本では調査官制度とは別に専門委員会制度を発足させましたが、中国では、鑑定委員会に鑑定を依頼しております。

各裁判所には裁判委員が設けられており、重要な問題、難しく、複雑な問題については、裁判廷は裁判委員会に討論をかけております。

また、最高裁判所においては、前述の司法解釈にかかわる問題は裁判委員会にかけ、パスされましたら初めて司法解釈が成立することになっています。

これは決して「裁判独立」への干渉になることはなく、「三人寄れば文殊の知恵」との諺のごとく、より多くの専門家の意見を集めれば、大きな間違いを犯すリスクはありません。中国の実際においては、現在までメリットが多く、デメリットが発生したことはまだありません。

6 提言

自社の知的財産権は中国のどこでも保護をもらえ、地方保護主義を排除するために、裁判官や公務員の任命（採用）制度の改革や排除方法について、日本ともっと交流を深めなければならないと思います。皆さんのご協力をお願いいたします。

十七 知的財産戦略

1 日本の知的財産戦略について

ただいま、一の3において、日本の知的財産戦略について中国の国民が受けたイメージをお話し致しました。今回、法務省のご好意で私が大阪で中日両国の知財法の改正や知財戦略について研究できましたことを大変感謝しております。日本の知財戦略は日本企業、ひいては日本産業の今後の発展方向を示し、発明創造の開発、特許の出願、審査の促進、発明の実施、権利の保護、産学連携、人材の育成、模倣対策などについてきめ細かく定め、しかも各官庁の分担を決め、目標達成日付までも決めており、毎年、推進計画で実施状況をチェックしていることは大変素晴らしいと思います。中国にとっては、多くの面で大変啓発となると思います。

ただし、模倣品対策における海外戦略について、毅然として戦うという構えをすることについては、結果的にはうまくいくかどうか心配しております。むしろ、部分的に修正をし、戦うのではなく、模倣品の発生原因の究明、退治策の検討、地方主義の排除方法などについて、中国ともっともっと交流を深めた方が、日本にとってもより安全ですし、模倣対策がうまくいくことになるのではないかと思います。この私見が、日本国民の参考になれば幸いです。

2 中国の知的財産戦略について

中国は、現在、まだ知財戦略を制定していません。「知財戦略」というスローガンをも出していません。現状では、産業をたくさん興し、製造業と加工業の振興を図り、そのために外資を導入し、技術を導入しています。こういう状況の中で、知財制度の整備が図られ、知的財産の保護が強調、強化されております。どちらかというと、まだ「産業立国」や「技術立国」の段階に立っていると思います。いつになるか分かりませんが、将来、例えば、中部地方、西部地方といった、現在まだまだ貧乏なところが一応豊かになった時に初めて「知財立国」の戦略を作成し、実施した方が中国の利益になると思われます。

3 提言

しかし、中国は、現在知財戦略について、全然研究していないということでもありません。この近年、中国は何度もなく法改正をし、知的財産の保護を強化しております。しかし、まだ、知的財産を日本のように位置付けていないと思います。どこまで位置付けた方がよいか分からない面があるのではないかと思います。このため、知的財産保護の重要性、産業の振興策、ひいては知財戦略の位置付けについて日本と絶えず交流を続けていくことを希望しております。これは、両国の利益となるものと信じております。

十八 中国へ進出する場合の注意すべき問題

以上の各部分について、提言という形で、日本の企業が中国へ進出する場合の注意点を申し上げます。例えば、法制度についての交流、法制度の違いについての

注意、救済ルートの利用、トラブルの防止、商品形態の保護、裁判官任命制度改革の改善点などがそれです。上記の注意点の他、追加として下記の3点を申し上げます。

1 商標と商号の抵触

最近、他社の商標を自社の商号として使用し、法人登録をした事件が多発しております。中国の法制度はまだ完璧ではないので、著名商標認定の利用や、模倣品製造者、販売者のほか、不正競争行為者への監視、調査、証拠収集が必要になってきます。できるだけ、未然に防止した方が良いと思います。

2 調査会社の利用

現在、中国では、調査会社、探偵会社などの設立が認められておりません。しかし、知的財産とかコンサルティングなどの名目で細々やっているところが多いです。しかし、業務内容の質にばらつきがあり、また中国の法律で認められた弁護士、弁理士事務所でないため、一部分の業務（例えば、行政による摘発の代行）や、一部分の地方では、その権限が認められておりません。極端な場合には、調査会社のごくわずかな人かもしれませんが、模倣品の製造者又は販売者と密接な関係を持っているかもしれません。このために、調査会社及び調査員を絶えずチェックし、指導し、場合によっては弁理士事務所又は弁護士事務所を窓口として同時に利用した方が効果が上がると思います。

3 審査官への新発明についての説明

新しい発明の内容については、審査官は必ずしも詳しくありません。そのため、良い権利を取るために、審査官に理解してもらう必要があります。現在、中国特許庁の審査官の判断に基づき、外国企業の技術関係者が中国特許庁内で審査官に対し新しい発明の説明会を行うことができるという制度があります。必要な場合には、この方式を利用して審査官に新発明についての説明をすることをお勧めします。

十九 まとめ

中国と日本の間には2千年余りの友好交流の歴史があり、一方、約半世紀にわたる不愉快な期間もありました。中日国交が回復してから三十数年にわたって経済協力、貿易往来を継続してきました。特に、近年、日本企業の中国への進出により、中日両国は「共生」の関係で結ばれており、切っても切れない関係になっています。平等互恵の原則を踏まえて、協力関係を継続しあえば、共に利益になり、逆に、対立すれば、共に損害を受けることになります。知的財産の関係も同じだと思います。

私は、日本関係を始めてから来年で39年目になり、知的財産関係で中日両国の知財法律交流の架け橋として約30年やってきました。私の歴史においても、知財立法への参加、法改正、法律の交流、出願の代理、権利の保護などで日本政府の主管官庁、弁護士、弁理士、又は裁判所の方々、検事の方々に大変お世話になり、いろいろ教えていただきました。衷心より感謝しております。特に、今回の法律の研究で、大変法務省にお世話になり、このような法律交流の場を作っていただきましたことを衷心より感謝申し上げます。

御静聴ありがとうございました。

表 1

2003年度中国特許出願件数の統計

特許の種類			合計			国内			外国		
			合計(B)	職務(A)	非職務(A)	合計(B)	職務(A)	非職務(A)	合計(B)	職務(A)	非職務(A)
総累計		出願件数	1,931,118	878,089	1,053,029	1,595,415	558,984	1,036,431	335,703	319,105	16,598
		% (A/B)	100.0%	45.5%	54.5%	100.0%	35.0%	65.0%	100.0%	95.1%	4.9%
当年	合計	出願件数	308,487	157,488	150,999	251,238	102,456	148,782	57,249	55,032	2,217
		% (A/B)	100.0%	51.1%	48.9%	100.0%	40.8%	59.2%	100.0%	96.1%	3.9%
	発明	出願件数	105,318	81,495	23,823	56,769	34,731	22,038	48,549	46,764	1,785
		% (A/B)	100.0%	77.4%	22.6%	100.0%	61.2%	38.8%	100.0%	96.3%	3.7%
	実用新案	出願件数	109,115	35,120	73,995	107,842	34,044	73,798	1,273	1,076	197
		% (A/B)	100.0%	32.2%	67.8%	100.0%	31.6%	68.4%	100.0%	84.5%	15.5%
	意匠	出願件数	94,054	40,873	53,181	86,627	33,681	52,946	7,427	7,192	235
		% (A/B)	100.0%	43.5%	56.5%	100.0%	38.9%	61.1%	100.0%	96.8%	3.2%

表 2

2003年度に中国へ特許を出願した件数の多い外国企業(上位10社)

順位	国名	企業名	件数
1	日本	松下電器産業	2,144
2	韓国	三星電子	1,568
3	日本	セイコー	943
4	日本	キャノン	882
5	韓国	LG電子	805
6	日本	ソニー	742
7	日本	三洋電機	692
8	日本	東芝	672
9	日本	三菱電機	589
10	米国	IBM	581

表 3

2003年度に中国へ特許を出願した件数の多い国(上位10国)

順位	国名	件数
1	日本	24,241
2	アメリカ	12,221
3	韓国	5,015
4	ドイツ	4,522
5	フランス	1,941
6	ベネルクス3国	1,376
7	スイス	1,374
8	イギリス	1,314
9	イタリア	765
10	スウェーデン	694
	その他	3,786
合計		57,249

表 4

特許出願歴年統計(1997年－2003年)

	合計				国内				外国			
	計	発明	実用新案	意匠	計	発明	実用新案	意匠	計	発明	実用新案	意匠
累計	1,305,809	406,821	509,809	389,179	1,059,156	193,994	506,080	359,082	246,653	212,827	3,729	30,097
平均増加率	18.0%	20.9%	13.8%	20.7%	18.6%	28.3%	13.7%	21.1%	15.5%	15.0%	33.3%	16.6%
1997	114,208	33,666	50,129	30,413	90,071	12,713	49,902	27,456	24,137	20,953	227	2,957
	11.2%	18.1%	1.1%	23.6%	9.6%	10.8%	1.1%	28.3%	17.6%	22.9%	-13.7%	-8.1%
1998	121,989	35,960	51,397	34,632	96,233	13,726	51,220	31,287	25,756	22,234	177	3,345
	6.8%	6.8%	2.5%	13.9%	6.8%	8.0%	2.6%	14.0%	6.7%	6.1%	-22.0%	13.1%
1999	134,239	36,694	57,492	40,053	109,958	15,569	57,214	37,148	24,281	21,098	278	2,905
	10.0%	2.0%	11.9%	15.7%	14.3%	13.6%	11.7%	18.7%	-5.7%	-5.1%	57.1%	-13.2%
2000	170,682	51,747	68,815	50,120	140,339	25,346	68,461	46,532	30,343	26,401	354	3,588
	27.1%	41.0%	19.7%	25.1%	27.6%	62.5%	19.7%	25.3%	25.0%	25.1%	27.3%	23.5%
2001	203,573	63,204	79,722	60,647	165,773	30,038	79,275	56,460	37,800	33,166	447	4,187
	19.3%	22.1%	15.8%	21.0%	18.1%	18.5%	15.8%	21.3%	24.6%	25.6%	26.3%	16.7%
2002	252,631	80,232	93,139	79,260	205,544	39,806	92,166	73,572	47,087	40,426	973	5,688
	24.1%	26.9%	16.8%	30.7%	24.0%	32.5%	16.3%	30.3%	24.6%	21.9%	117.7%	35.8%
2003	308,487	105,318	109,115	94,054	251,238	56,769	107,842	86,627	57,249	48,549	1,273	7,427
	22.1%	31.3%	17.2%	18.7%	22.2%	42.6%	17.0%	17.7%	21.6%	20.1%	30.8%	30.6%

表 5

商標登録出願歴年統計(1979年～2003年)

項目 年度	出 願				登 録			
	国 内	外 国		合 計	国内	外 国		合 計
		通常ルート	特許ルート			通常ルート	特許ルート	
1979					27,459	5,130		32,589
1980				26,117	15,348	1,297		16,645
1981				23,004	15,707	2,049		17,756
1982	17,000	1,565		18,565	12,385	4,672		17,057
1983	19,120	1,687		20,807	4,293	2,278		6,571
1984	26,487	3,077		29,564	13,252	1,518		14,770
1985	43,445	5,798		49,243	19,584	2,084		21,668
1986	45,031	5,939		50,970	26,993	5,126		32,119
1987	40,014	4,055		44,069	27,687	4,454		32,141
1988	41,683	5,866		47,549	25,448	3,604		29,052
1989	43,202	5,209		48,411	31,810	4,625		36,435
1990	50,853	4,371	2,048	57,272	25,966	4,036	1,269	31,271
1991	59,124	5,885	2,595	67,604	34,501	3,523	2,306	40,330
1992	79,837	8,367	2,591	90,795	42,710	4,198	1,180	48,088
1993	107,758	21,014	3,551	132,323	42,668	3,999	2,059	48,726
1994	117,186	20,238	5,193	142,617	47,482	7,803	3,016	58,301
1995	144,610	21,442	6,094	172,146	59,895	12,591	19,380	91,866
1996	122,057	22,615	7,132	151,804	101,178	15,843	11,407	128,428
1997	118,577	21,676	8,502	148,755	188,047	24,958	10,033	223,038
1998	129,394	18,252	10,037	157,683	80,095	14,137	13,478	107,710
1999	140,620	18,883	11,212	170,715	96,139	13,896	12,366	122,401
2000	181,717	24,623	16,837	223,177	129,441	16,327	12,807	158,575
2001	229,775	23,234	17,408	270,417	167,563	19,017	16,259	202,839
2002	321,034	37,221	13,681	371,936	169,904	23,364	19,265	212,533
2003	405,620	33,912	12,563	452,095	206,070	21,188	15,253	242,511
合 計	2,484,144	314,929	119,444	2,967,638	1,611,625	221,717	140,078	1,973,420

表 6

2003年まで中国で商標登録を受けた件数の多い国(上位10国)

順 位	国(又は地域)名	件 数
1	アメリカ	74,813
2	日本	40,398
3	ドイツ	14,776
4	イギリス	13,618
5	フランス	9,671
6	スイス	7,717
7	韓国	7,138
8	イタリア	5,880
9	British Virgin Islands	4,659
10	シンガポール	4,435
	その他	31,082
合 計		214,187

表 7

中国国内職務発明と非職務発明の出願件数

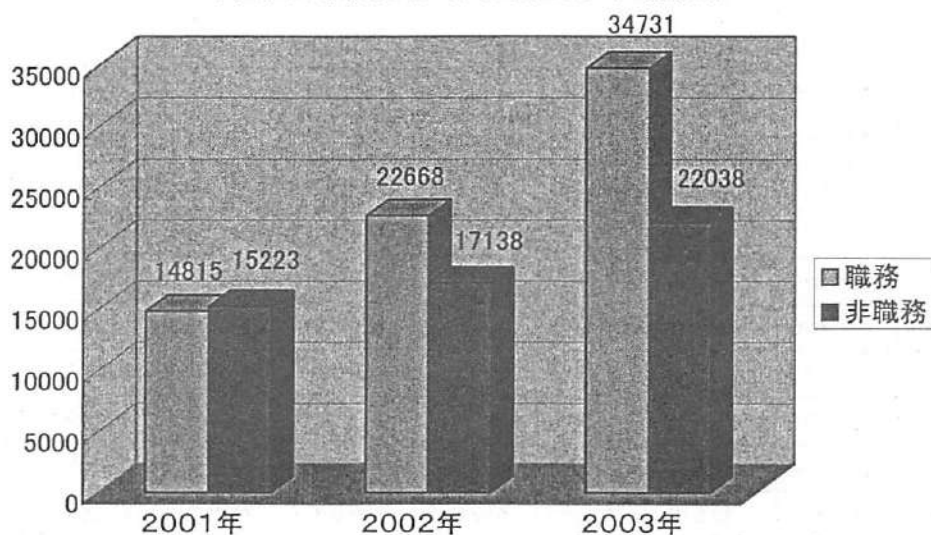


表 8

新制度における著名商標認定の可否

	商標登録の有無	侵害商標の形態	侵害商品の形態	著名商標認定の可否	備 考
①	未登録	同一又は類似	同一又は類似	認 定	
②	登 録	同一又は類似	非同一又は非類似	認 定	
③	登 録	同一又は類似	同一又は類似	不認定	
④	未登録	同一又は類似	非同一又は非類似	ケースバイケース	認定は困難と予想される

発行日：平成17年3月23日

発行者：財団法人国際民商事法センター

事務局長 金子 浩 之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第九興和ビル別館

TEL 03 (3505) 0525 FAX 03 (3505) 0833

ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

印刷製本：有限会社 一星社

代表取締役 杉本 恵美

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目16番6号

TEL 03 (3552) 3566 (代)